

中部中学校普通教室空調機設置工事

図面リスト

機械設備工事		電気設備工事		建築工事	
M-01	特記仕様書（１）	E-01	特記仕様書（１）	A-01	管理棟 １階平面図
M-02	特記仕様書（２）	E-02	特記仕様書（２）	A-02	管理棟 ２、３階平面図
M-03	位置図・配置図	E-03	特記仕様書（３）	A-03	第２棟 １階平面図
M-04	空調設備 凡例・機器仕様 参考要領図	E-04	特記仕様書（４）	A-04	第２棟 ２階平面図
M-05	配管系統図	E-05	配置図	A-05	第２棟 ３階平面図
M-06	空調設備 管理棟 ２、３階平面図	E-06	高圧単線結線図	A-06	普通教室棟 １、２階平面図
M-07	空調設備 第２棟 １階平面図	E-07	分電盤結線図		
M-08	空調設備 第２棟 ２階平面図	E-08	空調電源設備 管理棟 １階平面図		
M-09	空調設備 第２棟 ３階平面図	E-09	空調電源設備 管理棟 ２階平面図		
M-10	空調設備 普通教室棟 １、２階平面図	E-10	空調電源設備 管理棟 ３階平面図		
M-11	空調制御設備 配置図	E-11	空調電源設備 第２棟 １階平面図		
M-12	空調制御設備 管理棟 １階平面図	E-12	空調電源設備 第２棟 ２階平面図		
M-13	空調制御設備 管理棟 ２階平面図	E-13	空調電源設備 第２棟 ３階平面図		
M-14	空調制御設備 管理棟 ３階平面図	E-14	空調電源設備 普通教室棟 １、２階平面図		
M-15	空調制御設備 第２棟 １階平面図				
M-16	空調制御設備 第２棟 ２階平面図				
M-17	空調制御設備 第２棟 ３階平面図				
M-18	空調制御設備 普通教室棟 １、２階平面図				

機械設備工事特記仕様書

- 1 工事名称 中部中学校普通教室空調機設置工事
- 2 工事場所 亀山市 田村町 地内
- 3 建築概要
- 4 適用基準 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、以下による
国土交通省大臣官房官庁事務部監修 「公共建築工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）平成28年版」 「公共建築改修工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）平成28年版」 「公共建築設備工事標準図（電気、機械設備工事編）平成28年版」 「建築、電気、機械設備工事監理指針平成28年版」 独立行政法人 建築研究所監修 「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」 なお、以下において選択する事項は、■印のついたものを適用する。
- 5 一般事項
工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各適用基準に準拠し、監督員指示の下に急かつ誠実に施工すること。
設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に関する問題点及び疑義、設計図書と通りに施工することで将来不具合が発生しうる場合については、その都度、監督員と協議すること。なお設計図書とおりでの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は協議し、改善策を講じること。他工事との取り合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。なお調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は監督員の指示により手直し施工を行うこと。
 - (1) 提出図書
 - 1) 工事書類
 - ・ 施工計画書
 - ・ 打合記録
 - ・ 材料届入報告書
 - ・ 施工要領書
 - ・ 工程表
 - ・ 安全・訓練実施記録
 - ・ 機器明細図
 - ・ 工事日報
 - ・ 品質確認書類
 - ・ 工事写真（データ）等
 - 2) 工事完成図書・完成図（竣工図）[製本3(原寸1部、A3(見開き)2部)・施工図(製本1部)・機器完成図(ファイル等2部)
 - ・ 保守に関する説明書(取扱説明書・保証書) 2部
 - ・ 機器性能試験成績書 2部
 - ・ 総合調整完了表(試験結果・測定結果等) 2部
 - ・ 官公署届出書類・検査済証 2部
 - ・ 出来形設置書 2部 等

※ 竣工図・施工図はCADにより作成すること。
※ 工事書類は當機工事に係る電子納品マニュアル（デジタル工事写真編、工事完成図書編）に基づき電子納品すること。
※ 工事写真は當機工事写真撮影要領（平成28年版）に従い撮影すること。
※ 建築包含工事の場合、監督員に確認のこと。

 - (2) 機器及び材料等

工事に使用する機器及び材料等については、予め使用機材届出書（メーカーリスト）、機器明細図、現品、カタログ、その他諸資料を事前に届け出ること。
尚、図面に記載の品番は、参考品番として便宜上メーカー品番を使用しているため、メーカー選定にあたっては、同等品以上の性能を有するものとする。また、国等による環境物品等の調達推進に関する法律（グリーン購入法）を考慮し、再生品などの環境に優しい（環境物品）の調達に努めること。
又、重量機器については、機器据付要領・耐震計算書もあわせて提出すること。
 - (3) 官公署等への届出手続

工事に伴う関係官公署への必要な諸手続きは、受注者が滞滞なく行い、これに要する費用も負担する。

 - 1) 消火器の設置届については、機械設備にて設置届を提出する必要がある場合、届出を行うこと。
 - 2) 防火対象物使用開始届については、書類の作成（機械設備図面の用意及び機械設備に関する部分の記述）を行うこと。
 - (4) 品質管理

工事施工に関して、着手前・施工中・施工後の自主検査を実施すること。
チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。
 - (5) 出来形管理

以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。

 - 1) 各種機器据付
 - ・ 耐震強度（設計標準震度、アンカの種類・サイズ確認・埋め込み深さ）
 - ・ 基礎寸法
 - ・ 水平、垂直等
 - 2) 配管・ダクト工事
 - 支持間隔
 - 振れ止め支持間隔
 - 3) 屋外排水工事
 - ・ 排水勾配
 - ・ 樹の深さ
 - 4) 水栓、リモコンスイッチ類の取付高さ
 - (6) 製品確認

発注者、受注者において仕様を決定し、製作するような規格品ではない製品については、試験・検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認を行うものとする。
 適用する 適用しない
 - (7) 耐震安全性の分類

構造体（ ）類 建築非構造部材（ ）類 建築設備（乙）類
 - (8) 機器の地震力（主要機器）

機器名（ ）設計標準震度Ks（ ） 地域係数（1.0）
水槽類
設置階（ ）設計標準震度Ks（ ） 地域係数（1.0）

その他監督員が指示するもの
 - (9) 冷媒（フロン類）の回収 適用する 適用しない

冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第3編2. 1. 20により、次の書類の写しを監督員に提出すること。
・ フロン回収行程管理表
・ 特定家庭用機器廃棄物管理表（家電リサイクル券）
撤去する前にフロンを屋外機ユニットに集める作業（ポンプダウン）を行うこと。
パッケージ型空調機の移設等により、冷媒の回収が必要となる場合においても、上記に準じて冷媒の大気中への飛散を防止する措置を講じること。

◆(10) 発注者への報告は文書で行うこと。
3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

◆(24) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間
1) 現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入、又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。

2) 検査終了後の期間
工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

◆(25) 火災保険等
亀山市建設工事請負契約書第52条第1項の規定により、火災保険、相立保険又はその他の保険等に加入し、その加入証券等を提示しなければならない。
① 保険の目的物 工事的目的物及び工事材料（支給材料を含む）
② 保険の加入期間 工事着手後速やかに加入し、完成引渡しまでの間
③ 保険金額 原則として請負金額に相当する金額

◆(26) 工事的目的物部分引渡し等について
 部分引渡しあり 部分使用あり 指定期間あり
・ 指定期間（平成 年 月 日）

◆(27) 埋蔵文化財調査
埋蔵文化財の調査が行われる場合は協力すること。
 発掘調査等の実施あり
 発見された場合、発掘調査等の実施あり

◆(28) 不正軽油の使用の禁止
1) 一般事項
取工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用される車両（資機材等の搬入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受けなければならない義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。
2) 調査の協力
受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等と同調査を協力するよう管理及び監督しなければならない。
3) 是正措置
受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。

◆(29) その他
1) 使用機械
低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。
2) 測定機器の校正記録
工事で使用する測定機器に対しては適正に校正した器具を使用しなければならない。測定に先立ち使用する測定機器の検査済証（写し）又は校正記録（写し）を監督員に提示すること。

6 工事項目
空調設備工事
(1) 機器設備工事 (2) 配管設備工事 (3) ダクト設備工事
(4) 集中制御配線配管設備工事

7 工事概要
空調設備工事
(1) 機器設備工事
本工事は、パッケージエアコンにより冷暖房をおこなうものとする。
各機器の据付・試運転調整を含めて機器設備工事とする。

空調設備工事に於ける外気・室内の温湿度条件（参考）		※ 室内条件	
外気条件	乾球温度℃	湿球温度℃	相対湿度%
夏期	34.5	27.3	57.6
冬期	1.7	-1.3	49.6
室内条件	28	-	-
冬期	20	-	-

(2) 配管設備工事
各機器間の冷媒配管をおこなうものとし、配管の振動及び共振に十分留意の上施工する。
ドレン、加温給水配管は直近にて既設配管に接続する。

(3) ダクト設備工事
ダクトは亜鉛鉄板製とし、空調機と既設ダクトへの接続をおこなう。

(4) 集中制御配線配管設備工事
集中制御のリモコンの取り付け及びそれに付帯する制御配管・配線工事を施工する。

(16) 建築材料等
1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とするほか「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」設備機材等評価名簿（最新版）及び別記記載の指定資材及び参考品目メーカー又はこれらと同等級以上とする。
品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努めること。
2) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。
3) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。
認定製品の品名
4) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努めること。
（認定製品の品名：間伐材製工事用バリード・看板・標示板・ガードフェンス、石こうボード、（ ））

(17) 建設副産物
新築増築の延べ面積が500㎡以上の工事、及び修繕または模様替えは受注額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬入がある場合、受注者は工事着手前に「再生資源利用計画書（実施書）」（建設資材を搬入する場合）及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」（建設副産物を搬出する場合）を施行計画書に縦込んで監督員に提出すること。また、工事完了後には「再生資源利用計画書（実施書）」（建設資材を搬入した場合）及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」（建設副産物を搬出した場合）を作成し、監督員に提出すること。
計画書（実施書）の提出とともにJ A C I C が運営する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せておこなうこと。

(18) 三重県産業廃棄物税
本工事は産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度に3月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物納付証明書を送付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェスト）の数量の集計を超えて請求することはできない。

(19) 事故の発生時
工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員へ通報するとともに、所定の様式により事故発生報告書を監督員が指示する期日までに監督員へ提出すること。
なお、事故発生後の措置について、監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。

(20) 既設との取合い・養生
本工事施工に伴う、既存設備の軽微な加工・改造は、本工事とする。
また、工事施工に際し、既存部分を汚損・破損等しないよう養生を行うこと。なお汚損・破損等した場合は、機能・仕上げ共、既設にない復旧すること。

(21) 総合評価方式
総合評価方式の工事において技術提案、施工体確認資料の記載内容等に不履行があった場合、本件工事完成年度の翌年度に三重県が発注する総合評価方式案件（以下「発注工事」という。）において、貴社の加算点から発注工事の加算点満点の1割を減点します。 また、同一年度に複数発注工事で不履行があった場合は、不履行工事件数に応じて減点します。 なお、貴社が特定J V、經常J Vの構成員である場合についても、発注工事の加算点満点の1割を減点します。

(22) 市内企業優先使用
本工事に於いて、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方を亀山市内に本店（建設業法において規定する主たる営業所を含む）を有する者の中から選定するよう努めること。

(23) 不当介入を受けた場合の措置
暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第10号）を受けた場合の措置について
1) 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第8号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査に必要な協力を行うこと。
2) 1)により警察に通報を行うとともに、捜査に必要な協力を行った場合には、速やかに発注者

8 総合調整 にチェックを入れること（⇒■等）

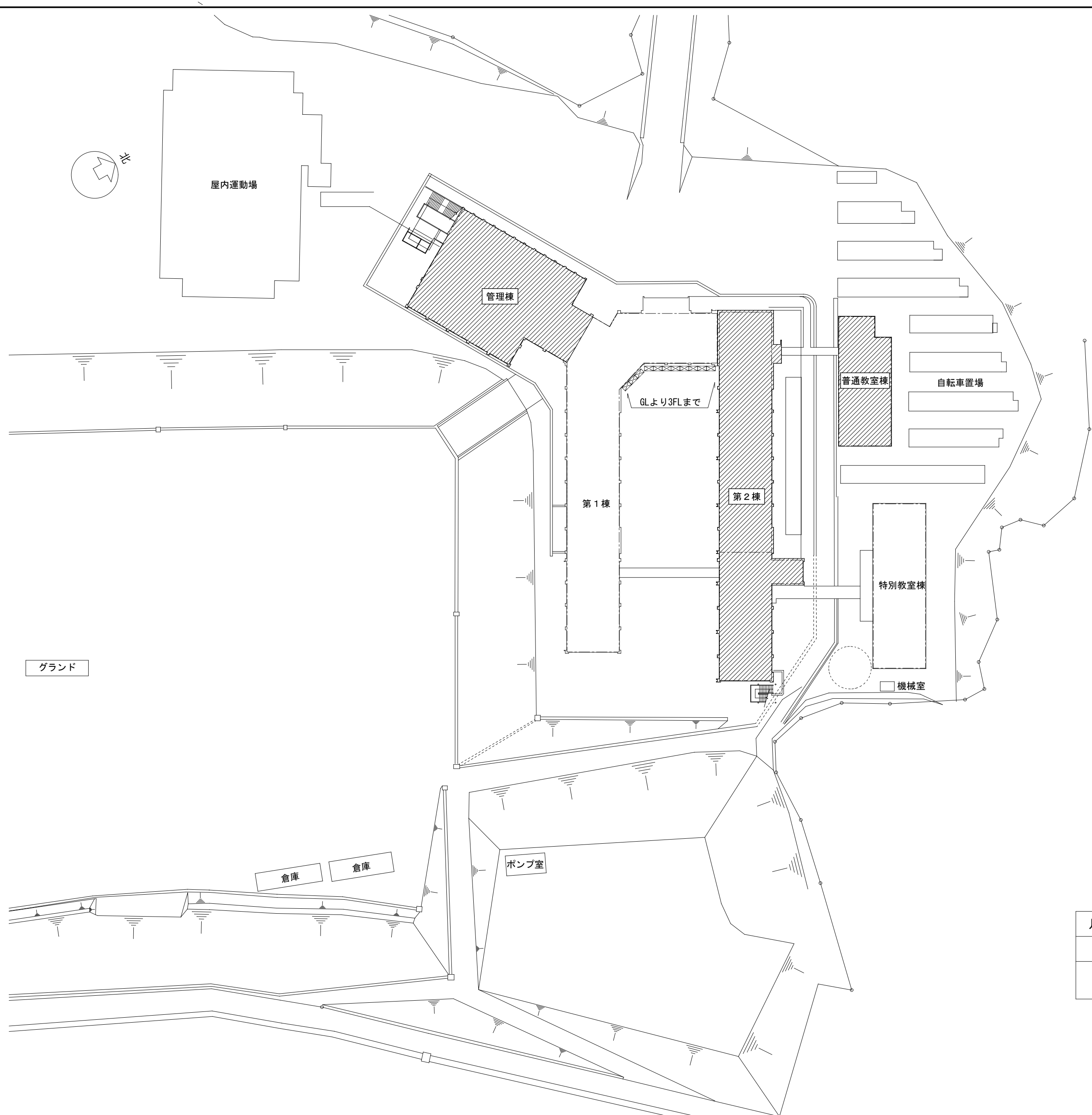
- (1) 風量調整 適用する 適用しない
- (2) 水量調整 適用する 適用しない
- (3) 室内外空気の温度測定 適用する 適用しない
- (4) 室内外空気の湿度測定 適用する 適用しない
- (5) 室内気流及びじんあいの測定 適用する 適用しない
- (6) 騒音の測定 適用する 適用しない
- (7) 飲料水の水質の測定(水道法施行規則第10条による水質検査)
適用する 適用しない

(8) その他（ ）
適用する 適用しない

(9) 工事細目
(1) 配管材料 部分的に配管種類を変更する場合は、図面内に明記すること。

□ 給水管	□水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K116 （一般：SGP-VA、VB 地中：SGP-VD） □フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 011 （一般：SGP-FVA、FVB 地中：SGP-FVD） □水道用硬質塩化ビニル管 JIS K 6742 （一般・地中：H1VP） □水道配水用ポリエチレン管 JWWA K 144（地中：PE） 地中埋設管VDは、取出し位置のGL面又はSL、FL面より+100立ち上げた所までとする。 継ぎ手はコア内蔵型とする。 給水管100Aはねじ又はフランジ接合、125A以上はフランジ接合(工場加工)とする。
□ 雑排水管	□配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) 継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、MD継ぎ手を使用(地中・コンクリート埋設は防食テープ2重巻き) □土間： 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □土間： リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □耐火二層管 JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又はリサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管(RF-VP)規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。
□ 通気管	□配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) 継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、MD継ぎ手を使用(地中・コンクリート埋設は防食テープ2重巻き) □硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※125A以下はVP、150A以上はVUとする。RF-VPは屋外露出不可 □耐火二層管 JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又はリサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管(RF-VP)規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。
□ 汚水管	□排水用塩化ビニルライニング鋼管 WSP 042 同上MD継ぎ手 MDJ 002 □土間： 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP) □土間： リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※25A以下はVP、150A以上はVUとする。 □耐火二層管 JIS K 6741(硬質塩化ビニル管VP)又はリサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管(RF-VP)規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。
□ 鉛管	□排水用鉛管 SHASE-S203
□ 給湯管	□水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K 140 （一般：SGP-HVA 地中：内外面耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管） □一般配管用ステンレス鋼鋼管、配管用ステンレス鋼鋼管（JIS G 3448、JIS G 3459）
□ ガス管	□配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □土間： 塩化ビニル被覆鋼管(黒) □ガス用ポリエチレン管 JIS K 6774（地中：PE） ※地中埋設管VSは、取出し位置のGL面又はSL、FL面より+100立ち上げた所までとする。 (注)都市ガスの場合、ガス管欄を供給業者の仕様と適応修正のこと。
□ 消火管	□配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(白) WSP041 (SGP-VS) 地中埋設管VSは、取出し位置のGL面又はSL、FL面より+100立ち上げた所までとする。
□ 屋外埋設排水	□硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・V U) □リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) □排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管 AS-58 (RE P-VU) □リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管 JIS K 9797 (RS-VU) ※125A以下はVP、150A以上はVUとする。
□ 冷水配管	□コンクリート管（プレキャスト鉄筋コンクリート製品） (1種水路用遠心力鉄筋コンクリート)
□ 冷却水管	□配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □耐熱塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K 140 （一般：SGP-HVA）
	□配管用炭素鋼鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K116 （一般：SGP-VA、VB） □フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 011 （一般：SGP-FVA、FVB）

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	中部中学校普通教室空調機設置工事	年月日	No.	
				<h1>株式会社 マ ツ ダ 設 計</h1>					特記仕様書（1）		M-01	
					一級建築士 大臣登録 264800 松田 恭一					縮尺		原図：A2
					514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL：059-228-6590 FAX：059-228-6590							

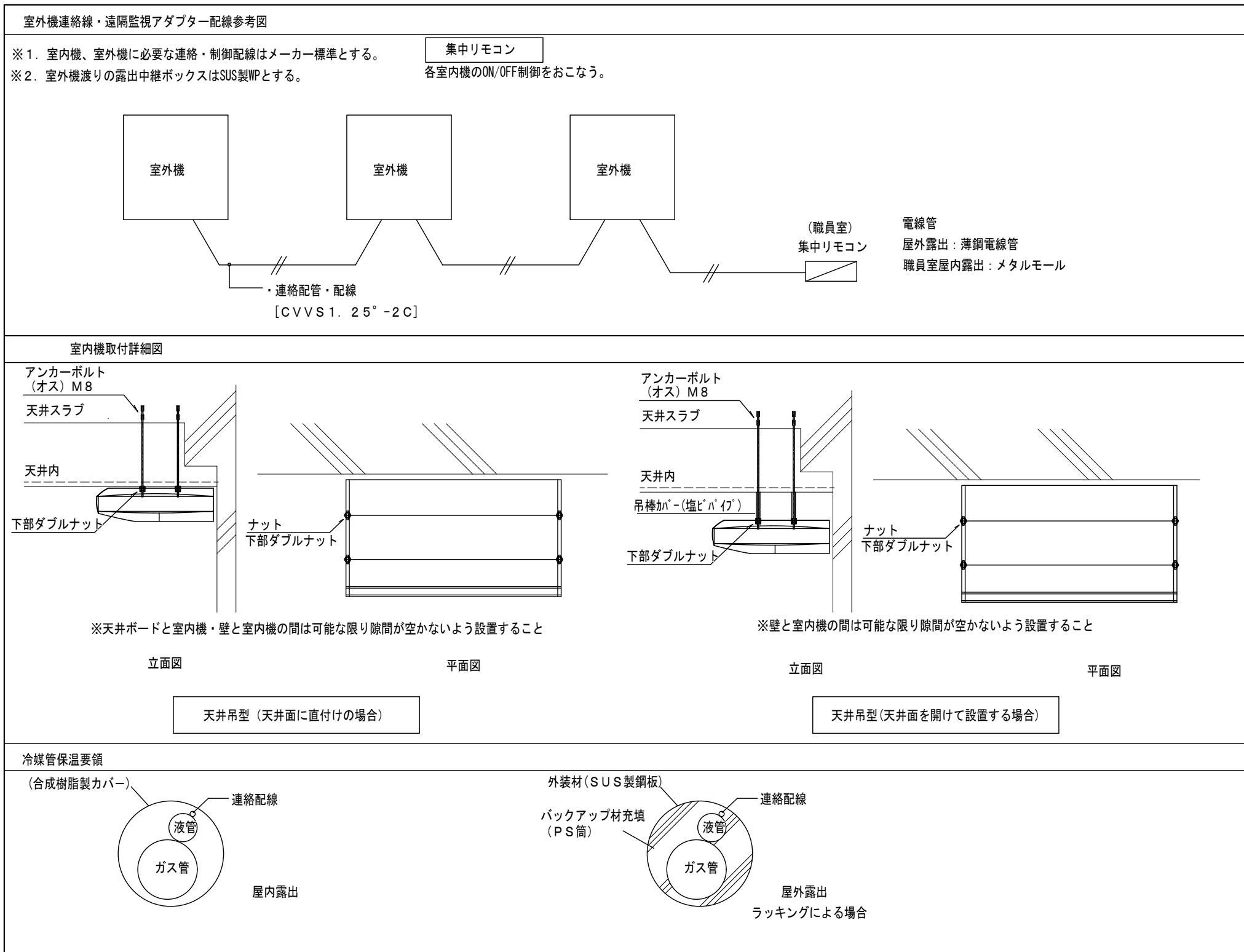


凡例	
図示記号	仕様
☒	枠組本足場 (手すり先行方式) W1200 ※危険な箇所には親綱をはる事。

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	中部中学校普通教室空調機設置工事	年月日	No.
				株式会社 マ ッ ダ 設 計	一級建築士 大臣登録 264800 松田 恭一				図面名 位置図・配置図	1/500	M-03
				514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590						縮尺	原図: A2

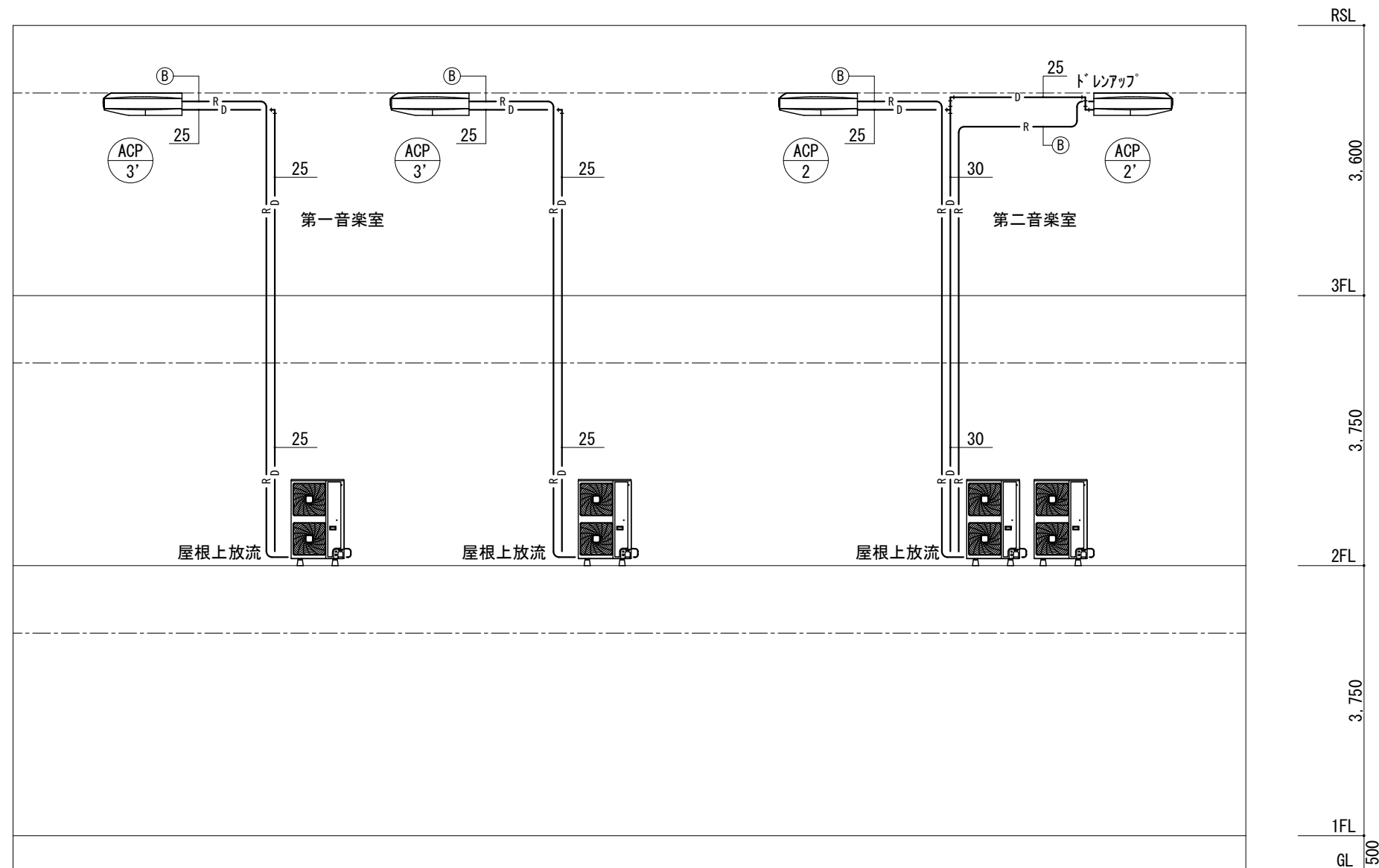
空調機器表 (新設)					
記号	形式・名称	仕様		台数	備考・参考型番
ACP-1	パッケージエアコン	冷房能力：7.1(3.2~8.0)Kw	暖房能力：8.0(3.6~9.5)Kw	2	防振ゴム ワイヤレスリモコン 集中リモコンアダプター 室外機防護カバー付
	天吊型	3相200v	冷房定格消費電力：2.10kW 暖房定格消費電力：2.25kW		
ACP-2	パッケージエアコン	冷房能力：10.0(4.8~11.2)Kw	暖房能力：11.2(5.1~14.0)Kw	1	防振ゴム ワイヤレスリモコン 集中リモコンアダプター
	天吊型	3相200v	冷房定格消費電力：2.72kW 暖房定格消費電力：2.70kW		
ACP-2'	パッケージエアコン	冷房能力：10.0(4.8~11.2)Kw	暖房能力：11.2(5.1~14.0)Kw	1	防振ゴム ワイヤレスリモコン 集中リモコンアダプター ドレンアップメカ
	天吊型	3相200v	冷房定格消費電力：2.72kW 暖房定格消費電力：2.70kW		
ACP-3	パッケージエアコン	冷房能力：12.5(5.7~14.0)Kw	暖房能力：14.0(6.3~18.0)Kw	13	防振ゴム ワイヤレスリモコン 集中リモコンアダプター 室外機防護カバー付
	天吊型	3相200v	冷房定格消費電力：4.22kW 暖房定格消費電力：3.78kW		
ACP-3'	パッケージエアコン	冷房能力：12.5(5.7~14.0)Kw	暖房能力：14.0(6.3~18.0)Kw	2	防振ゴム ワイヤレスリモコン 集中リモコンアダプター
	天吊型	3相200v	冷房定格消費電力：4.22kW 暖房定格消費電力：3.78kW		
集中リモコン		個別/一括 ON/OFF制御 運転表示		2	

特記事項：運転特性、能力はJIS条件による。電気容量値は参考とする。空調機は省エネタイプを仕様とすること。
 空調機トップランナー基準改定仕様とする。冷媒ガスはオゾン破壊係数ゼロとする。室外機-室内機間の2次側配線は冷媒管と抱き合わせの上本工事とする。
 リモコン配線共本工事とする。室外機・室内機共耐震振れ止め、転倒防止を施す事。室外機はSUS製ボルトにて固定、Wナットにて締付けの事。
 機器は同等品以上とする。室外機は防振ゴムシートを敷くこと。
 基礎は特記無き限り既製コンクリート基礎とする。(屋上、ベランダ面は保護ゴムシート敷き)

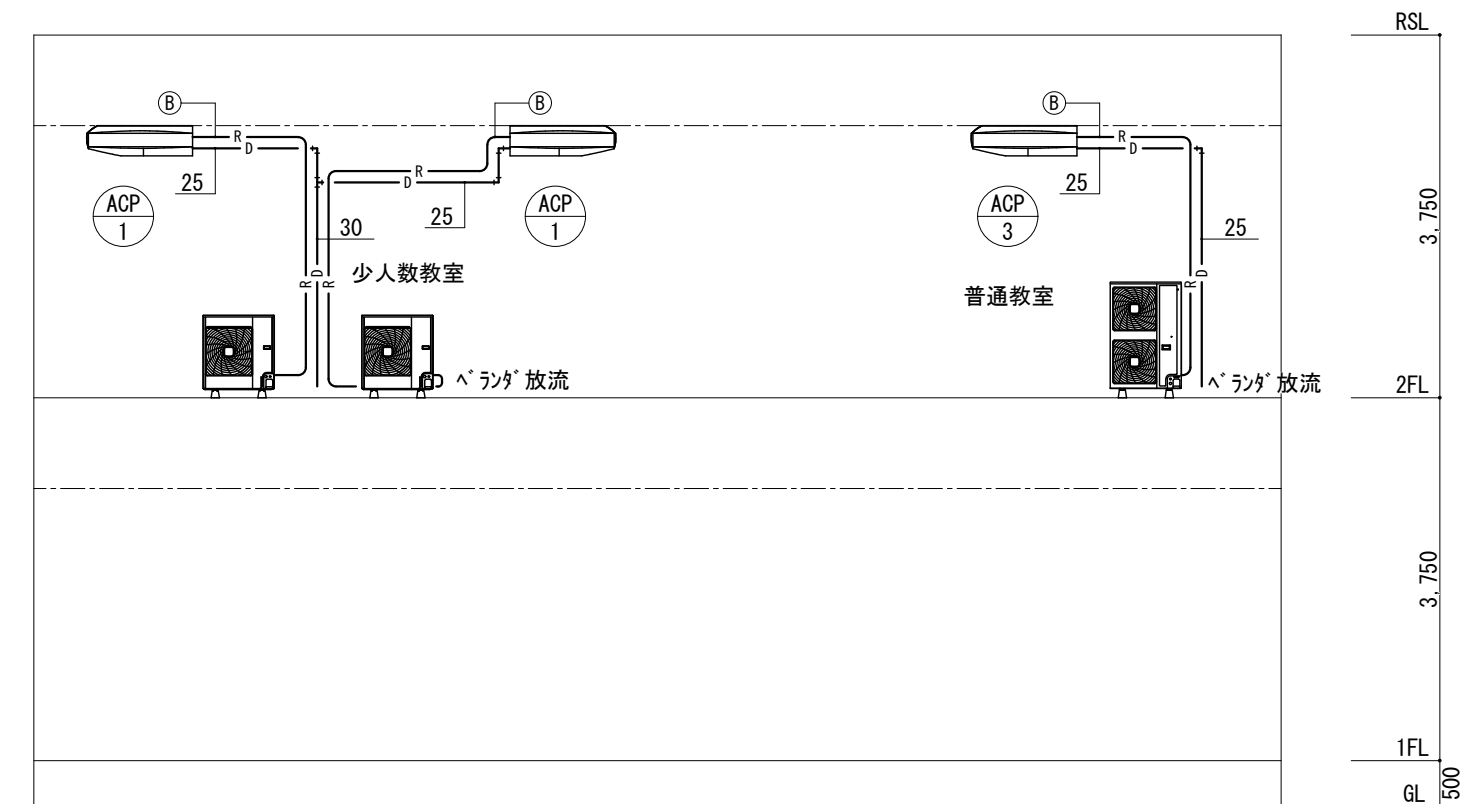


凡 例			
図示記号	名 称	配管材料	防露塗装仕様
— R —	冷媒管	空調用保温付被覆銅管	屋内露出：合成樹脂カバー 屋外露出：保温材成形+SUS鋼板ラッキング
— D —	ドレン管	保温付VP ※屋外はカバーとする	

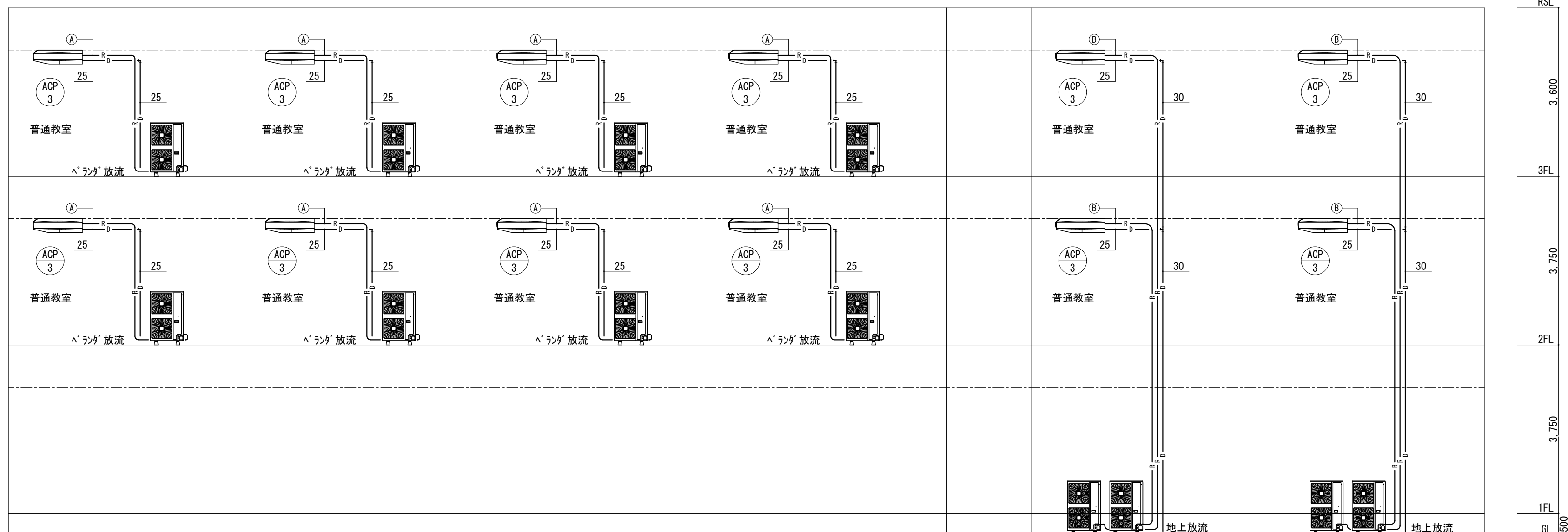
改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士 承認 設計 製図	中部中学校普通教室空調機設置工事	年月日	No.
				株式会社 マ ツ ダ 設 計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一	図面名	—	M-04
						空調設備 凡例・機器仕様・参考要領図	縮尺	原図: A2



管理棟



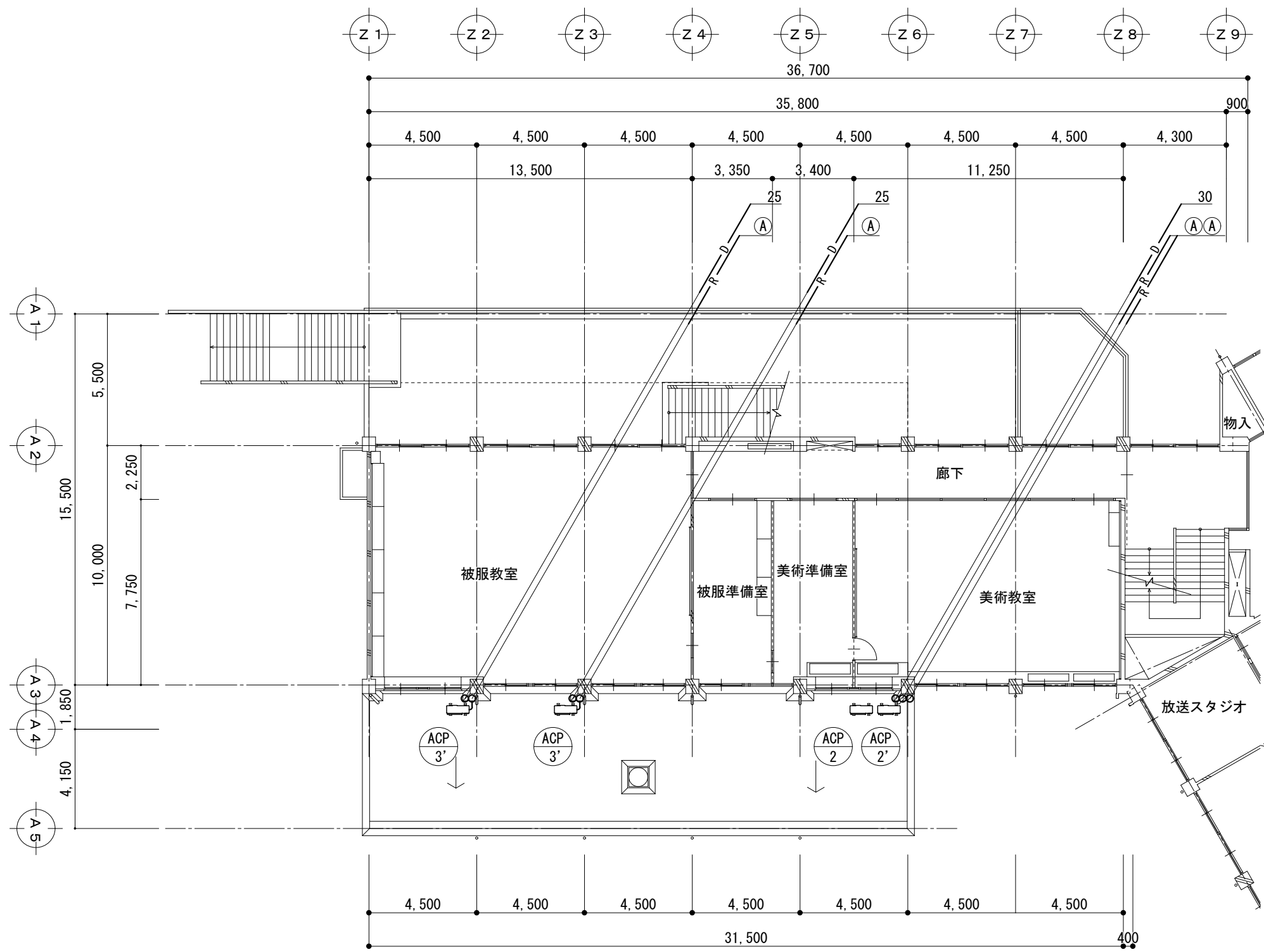
普通教室棟



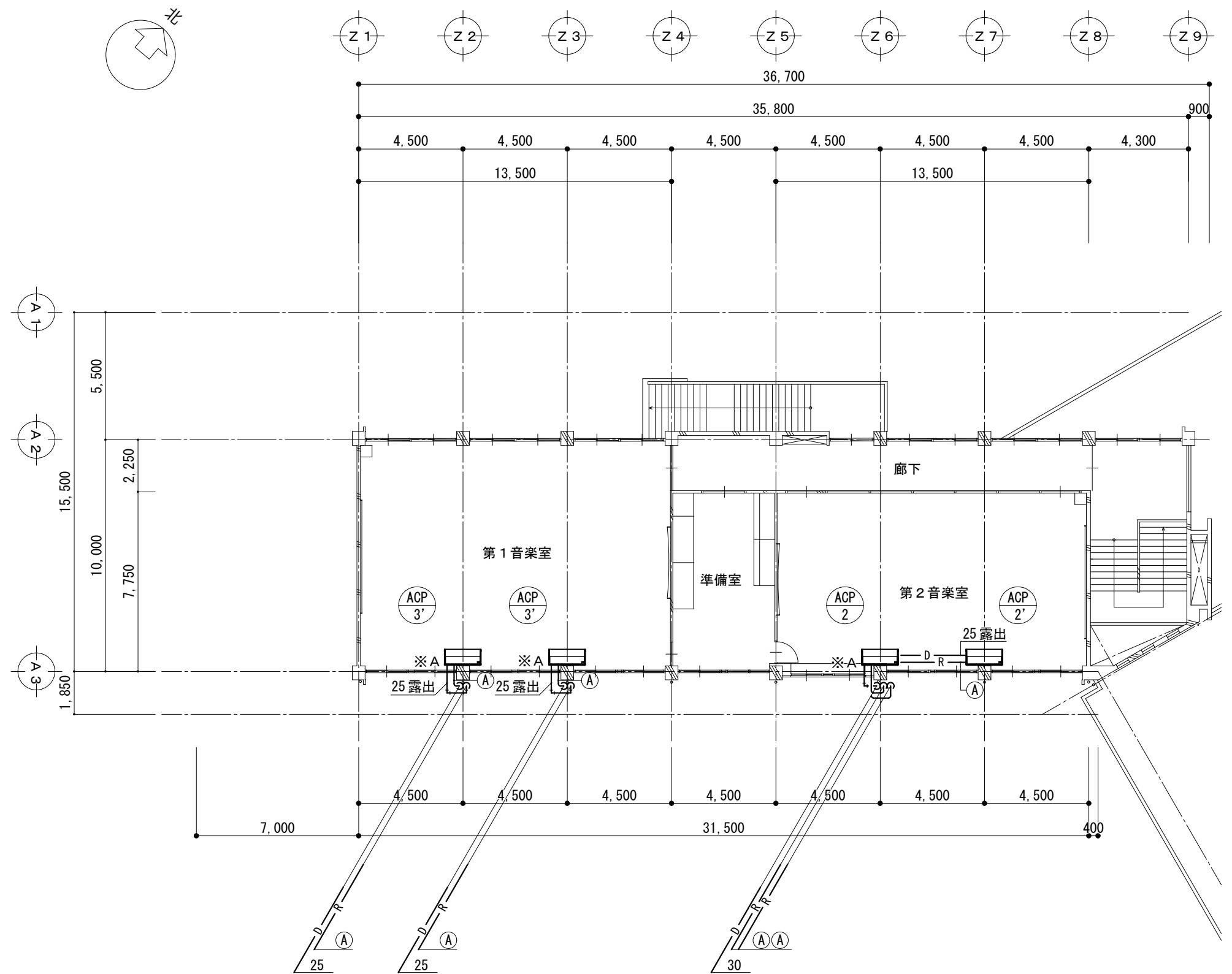
第2棟

記号	冷媒配管サイズ	
	液管	ガス管
Ⓐ	φ9.5	φ15.9
室内外連絡線 配管共巻		
EM-CE 2.0-3C		

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士 承認 設計 製図	中部中学校普通教室空調機設置工事	年月日	No. M-05
				株式会社 マ ッ ダ 設 計	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一			
				514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590				



2階 平面図 1/200



3階 平面図 1/200

凡例	
図示記号	仕様
※ A	新設アルミパネル貫通 (取替図は建築図参照)

記号	冷媒配管サイズ	
	液管	ガス管
(A)	φ 9.5	φ 15.9
室内外連絡線 配管共巻		
EM-CE 2.0-3C		

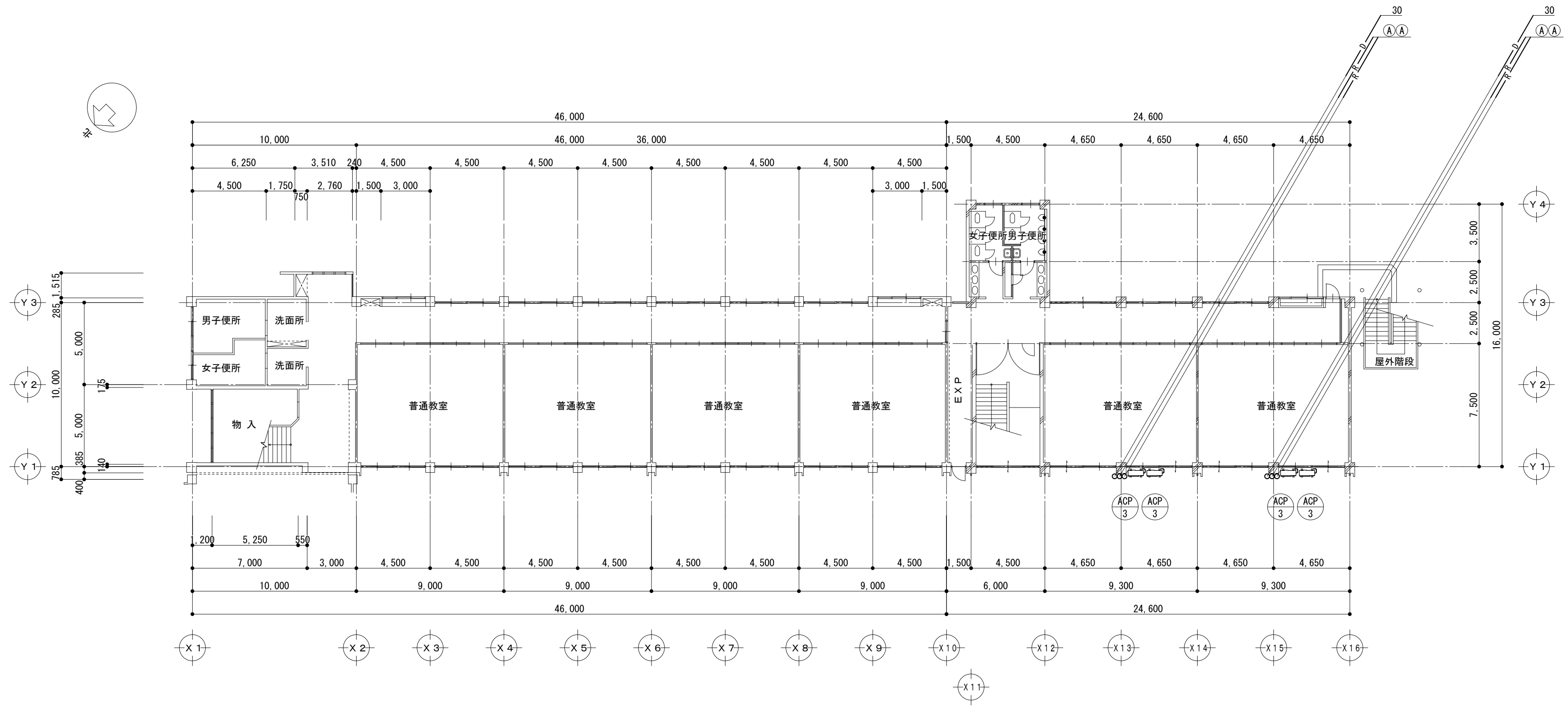
改訂日	改訂記号	改訂内容	印

設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319
株式会社 マ ッ ダ 設 計
 514-0064 三重県津市長岡町800-90
 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590

管理建築士	承認	設計	製図
一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一			

中部中学校普通教室空調機設置工事
 図面名 空調設備 管理棟 2、3階平面図

No. M-06
 年月日 1/200
 縮尺 原図: A2

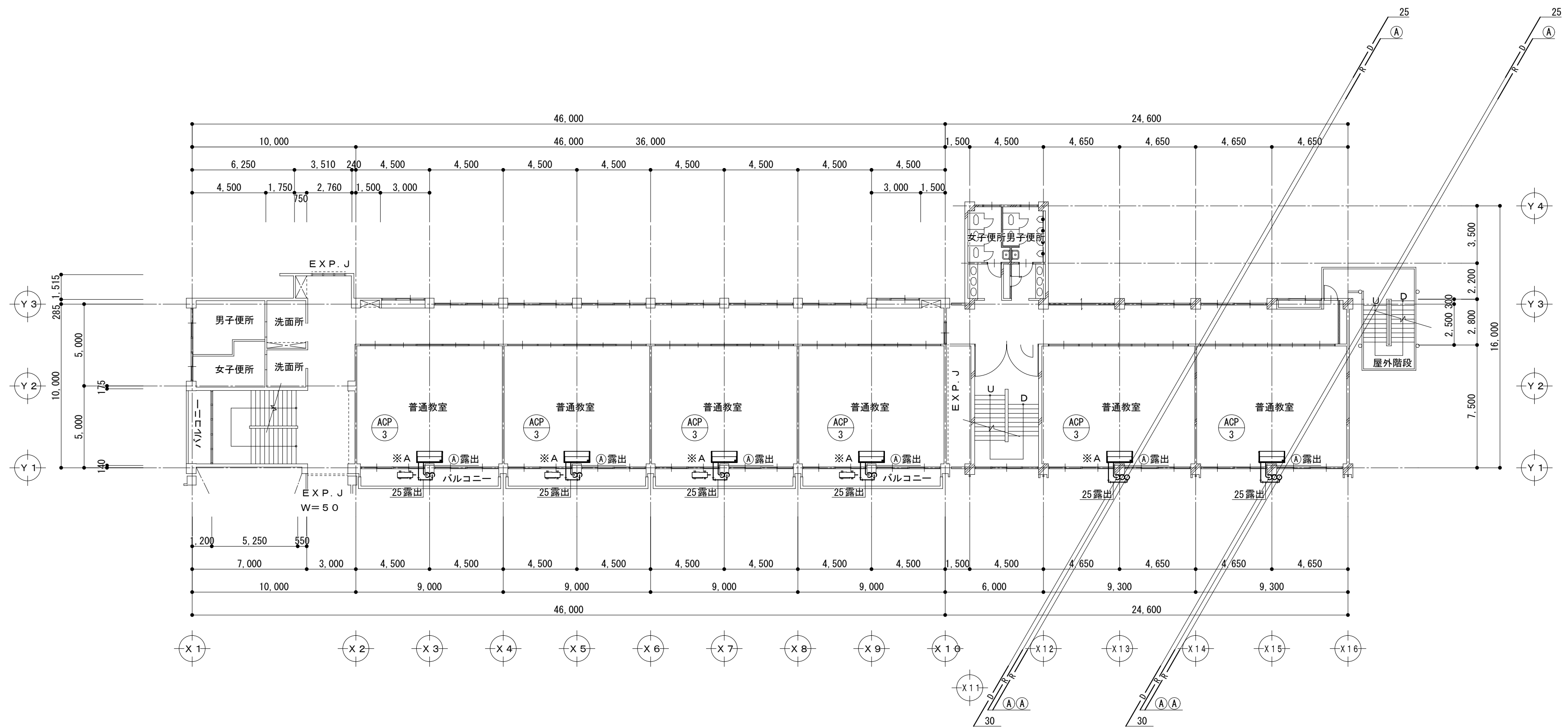


1階 平面図 1/200

凡例	
図示記号	仕様
※A	新設アルミパネル貫通（取替図は建築図参照）

記号	冷媒配管サイズ	
	液管	ガス管
Ⓐ	φ 9.5	φ 15.9
室内外連絡線 配管共巻		
EM-CE 2.0-3C		

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士 承認 設計 製図	中部中学校普通教室空調機設置工事	年月日	No.
				株式会社 マ ツ ダ 設 計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一	空調設備 第2棟 1階平面図	1/200	M-07
							図面名	縮尺

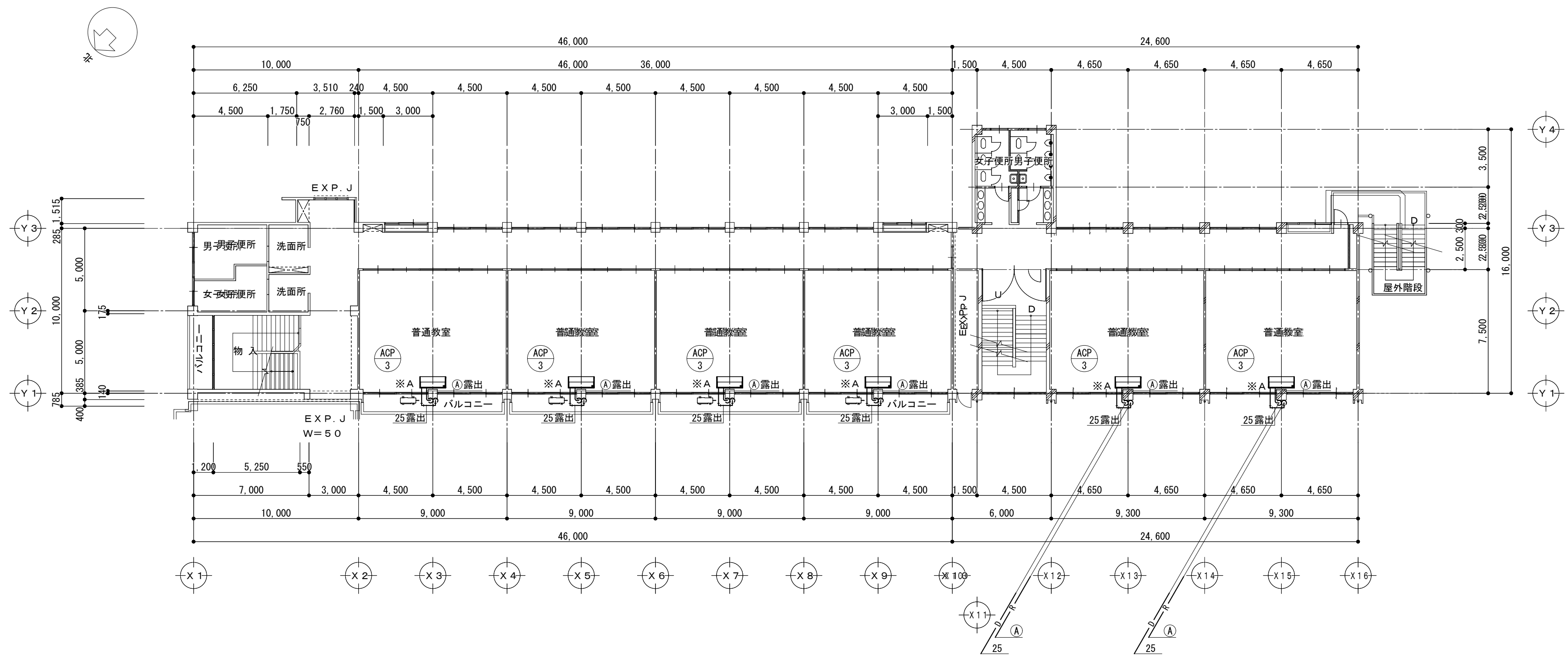


2階 平面図 1/200

凡例	
図示記号	仕様
※A	新設アルミパネル貫通 (取替図は建築図参照)

記号	冷媒配管サイズ	
	液管	ガス管
Ⓐ	φ 9.5	φ 15.9
室内外連絡線 配管共巻		
EM-CE 2.0-3C		

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	中部中学校普通教室空調機設置工事	年月日	No.
				株式会社 マ ッ ダ 設 計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一				図面名	1/200	M-08
									空調設備 第2棟 2階平面図	縮尺	原図: A2

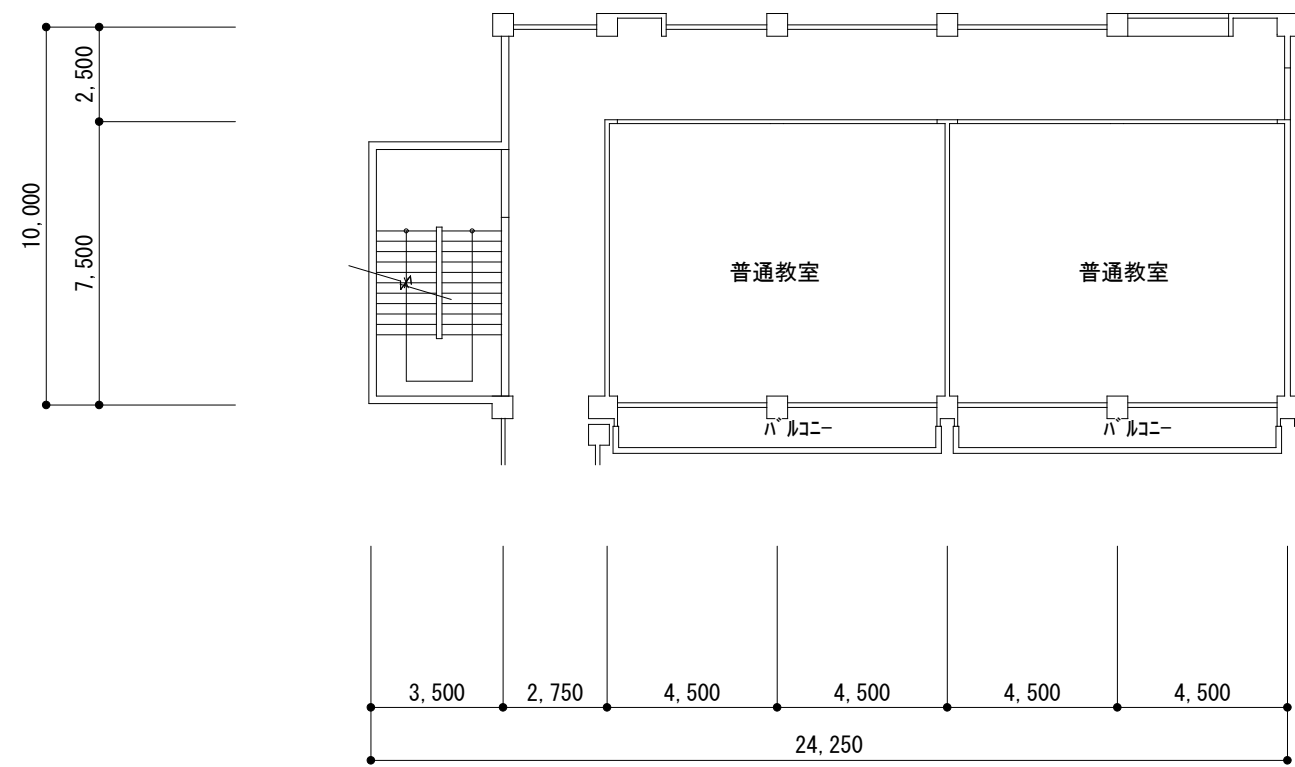


3階 平面図 1/200

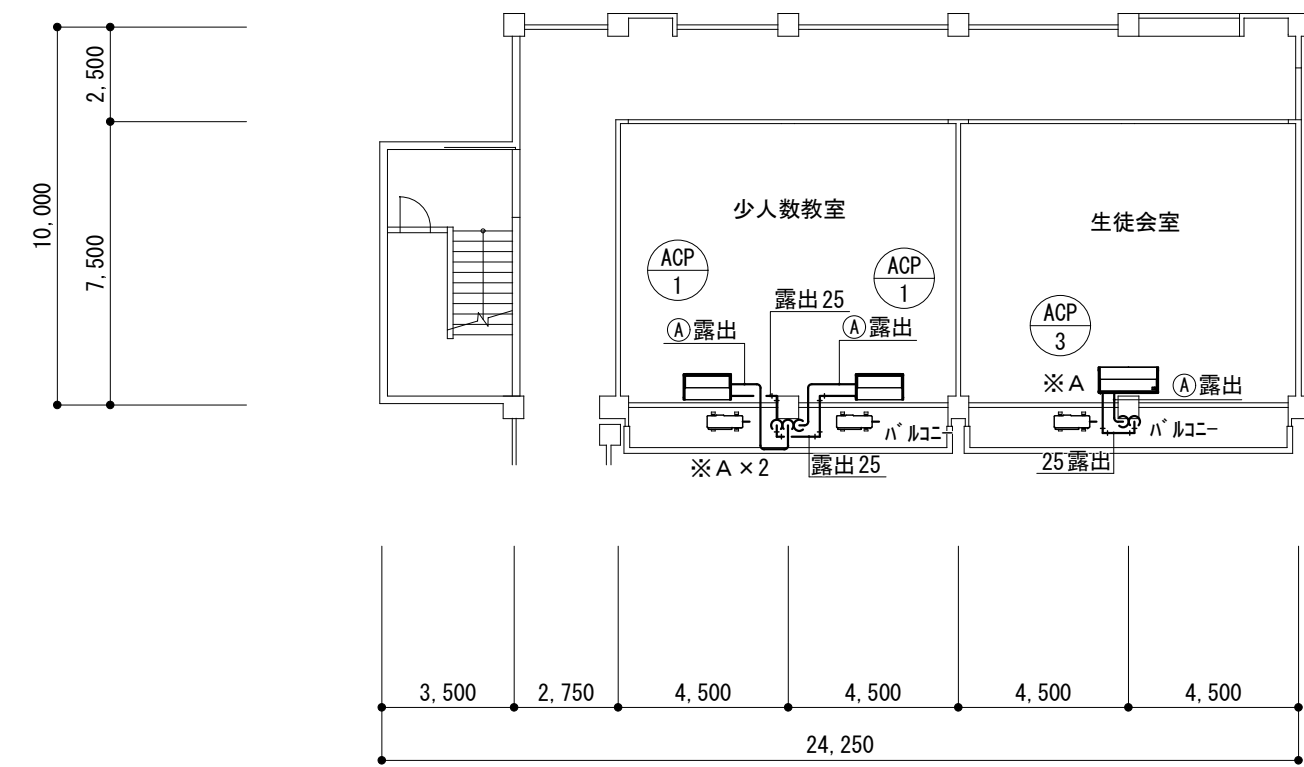
凡例	
図示記号	仕様
※A	新設アルミパネル貫通 (取替図は建築図参照)

記号	冷媒配管サイズ	
	液管	ガス管
Ⓐ	φ 9.5	φ 15.9
室内外連絡線 配管共巻		
EM-CE 2.0-3C		

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	中部中学校普通教室空調機設置工事	年月日	No.
				株式会社 マ ッ ダ 設 計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一				図面名	1/200	M-09
					空調設備 第2棟 3階平面図	縮尺	原図: A2				



1階 平面図 1/200

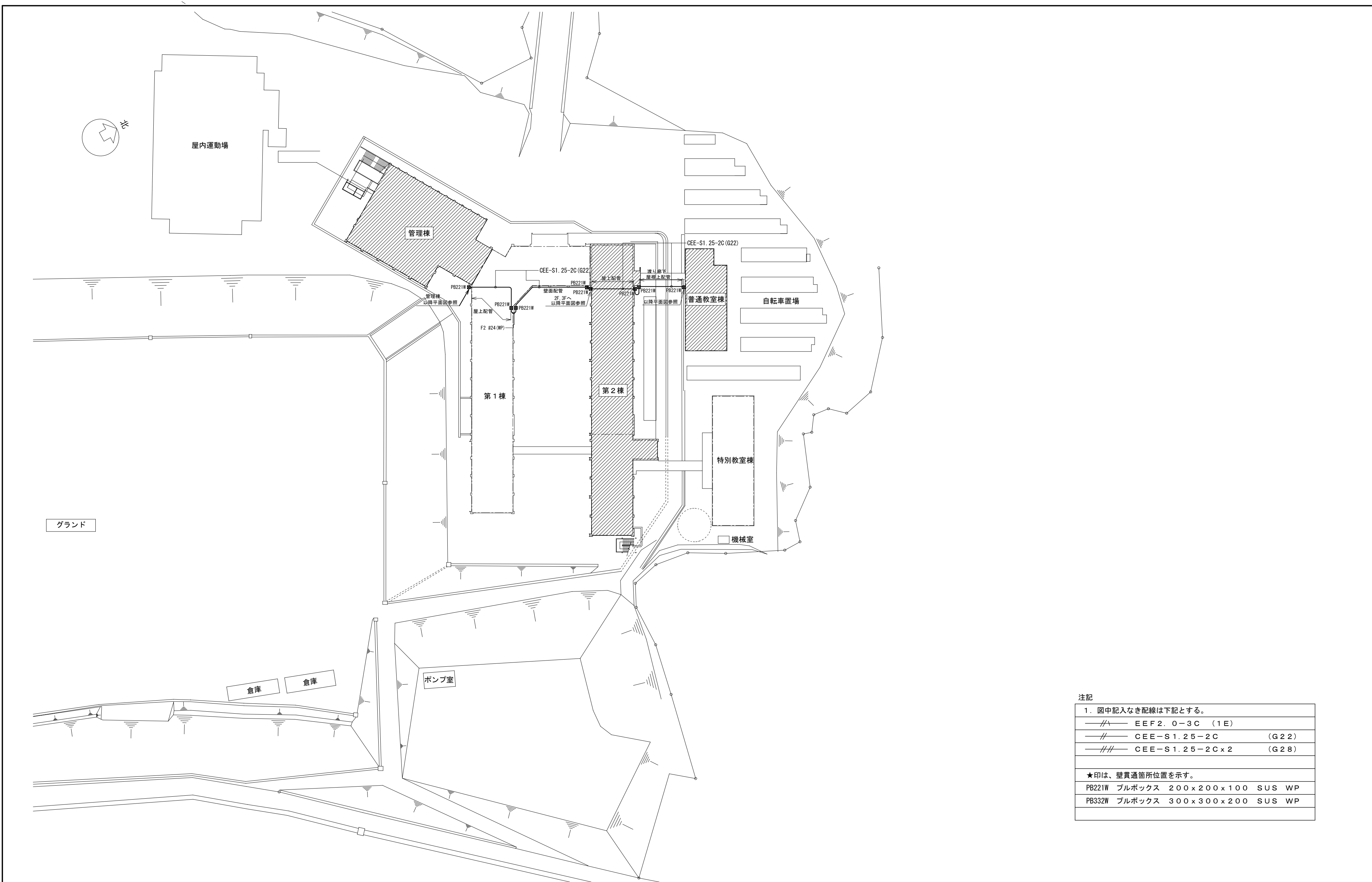


2階 平面図 1/200

凡例	
図示記号	仕様
※A	新設アルミパネル貫通 (取替図は建築図参照)

記号	冷媒配管サイズ	
	液管	ガス管
Ⓐ	φ 9.5	φ 15.9
室内外連絡線 配管共巻		
EM-CE 2.0-3C		

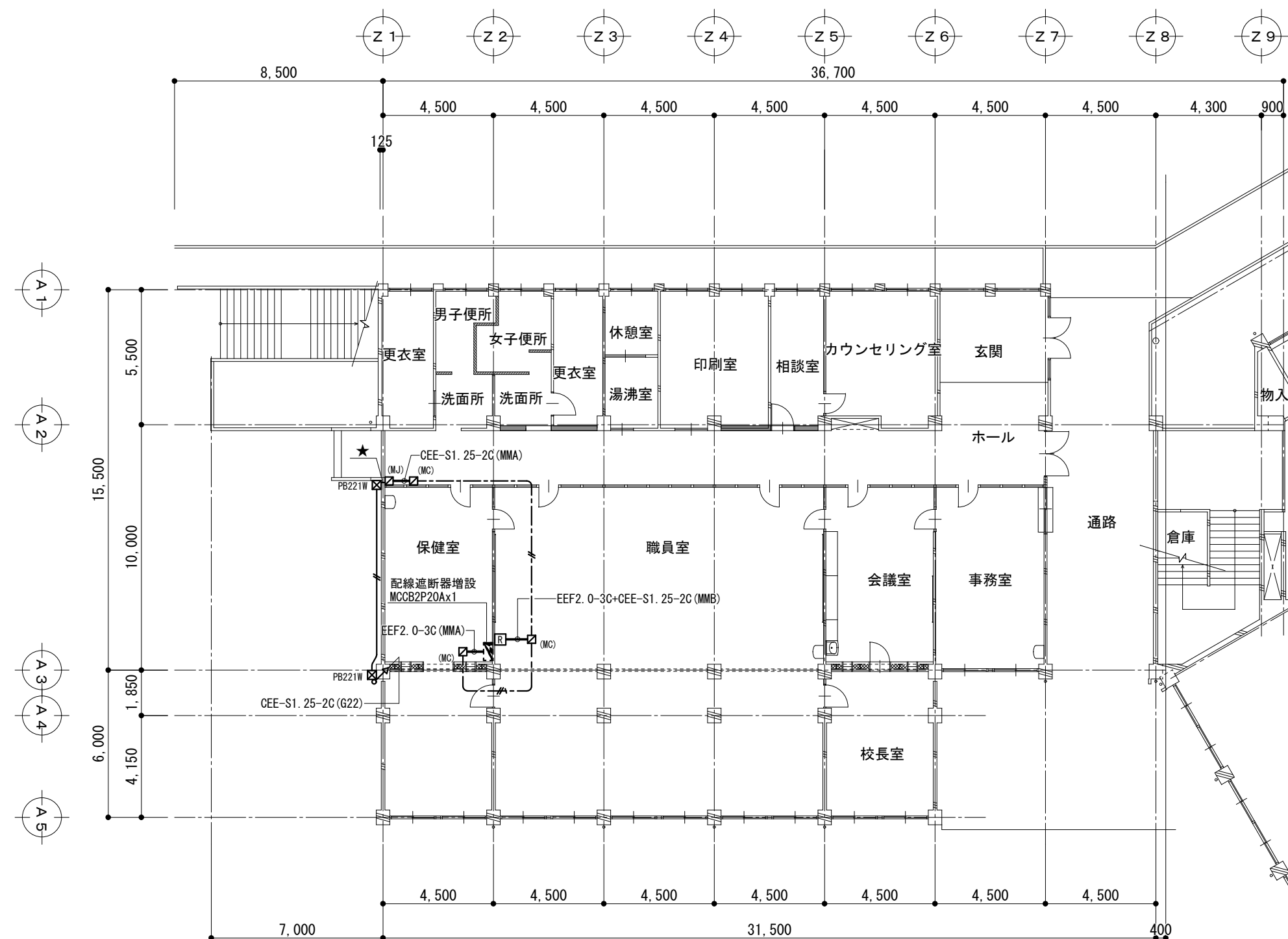
改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	中部中学校普通教室空調機設置工事	年月日	No.
				株式会社 マ ッ ダ 設 計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一				図面名	1/200	M-10
						空調設備 普通教室棟 1, 2階平面図	縮尺	原図: A2			



注記

1. 図中記入なき配線は下記とする。	
—//—	EEF2. 0-3C (1E)
—//—	CEE-S1.25-2C (G22)
—//—	CEE-S1.25-2Cx2 (G28)
★印は、壁貫通箇所位置を示す。	
PB221W	ブルボックス 200×200×100 SUS WP
PB332W	ブルボックス 300×300×200 SUS WP

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	中部中学校普通教室空調機設置工事	年月日	No.
				株式会社 マ ヅ ダ 設 計	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一				空調制御設備 配置図	1/600	M-11
					514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590					縮尺	原図: A2

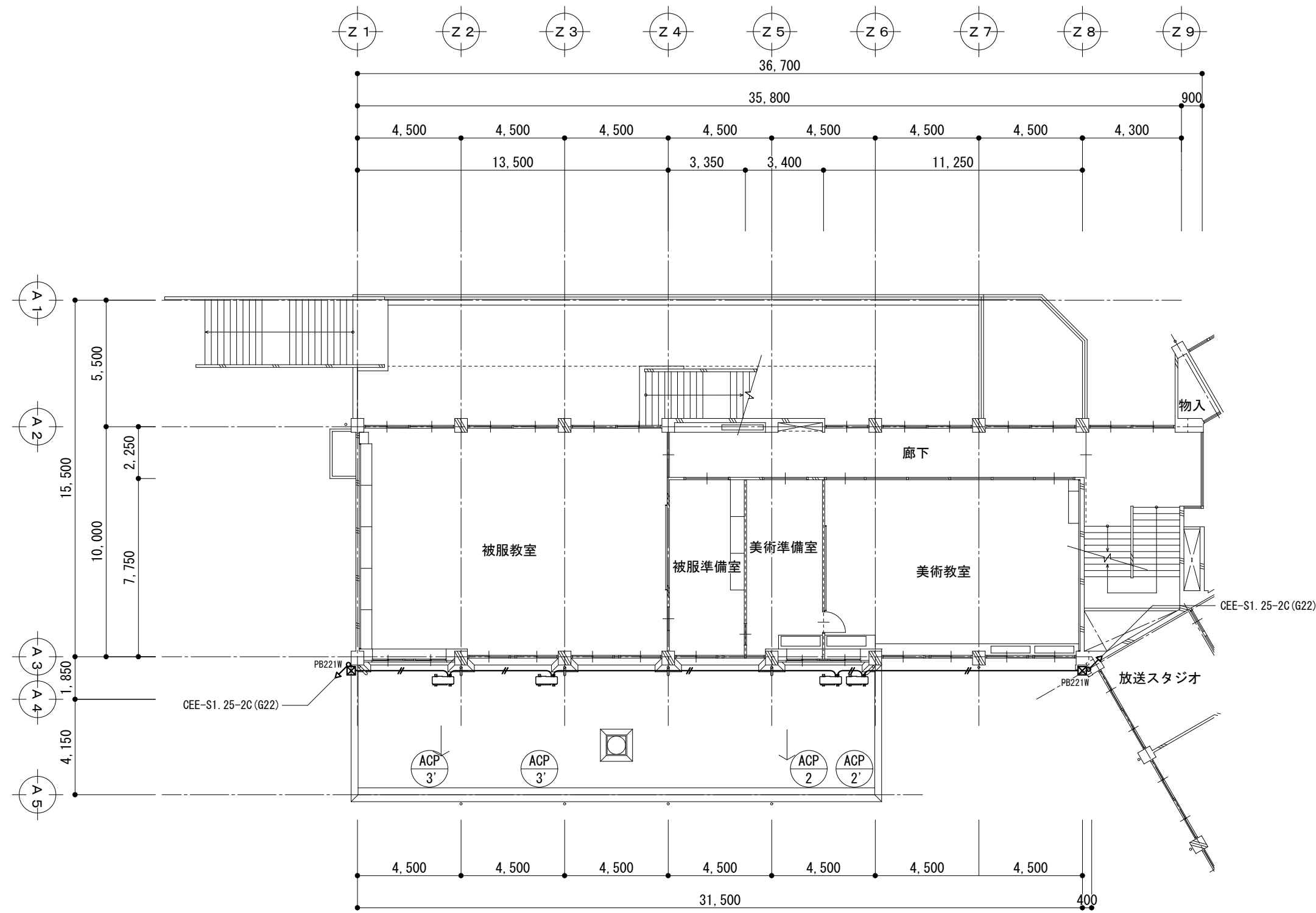


1階 平面図 1/200

注記

1. 図中記入なき配線は下記とする。
——//—— EEF2. 0-3C (1E)
——//—— CEE-S1.25-2C (G22)
——//—— CEE-S1.25-2Cx2 (G28)
---//--- EEF2. 0-3C (1E)
---//--- CEE-S1.25-2C
——— マタルモール (MMA)~A型 (MMB)~B型
(MC)□—— マタルモールコーナーボックス
(MJ)□—— マタルモールジャンクションボックス
★印は、壁貫通箇所位置を示す。
PB221W ブルボックス 200x200x100 SUS WP
PB332W ブルボックス 300x300x200 SUS WP

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	中部中学校普通教室空調機設置工事	年月日	No.
				株式会社 マ ッ ダ 設 計	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一				図面名 空調制御設備 管理棟 1階平面図	1/200	M-12
				514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590						縮尺	原図: A2

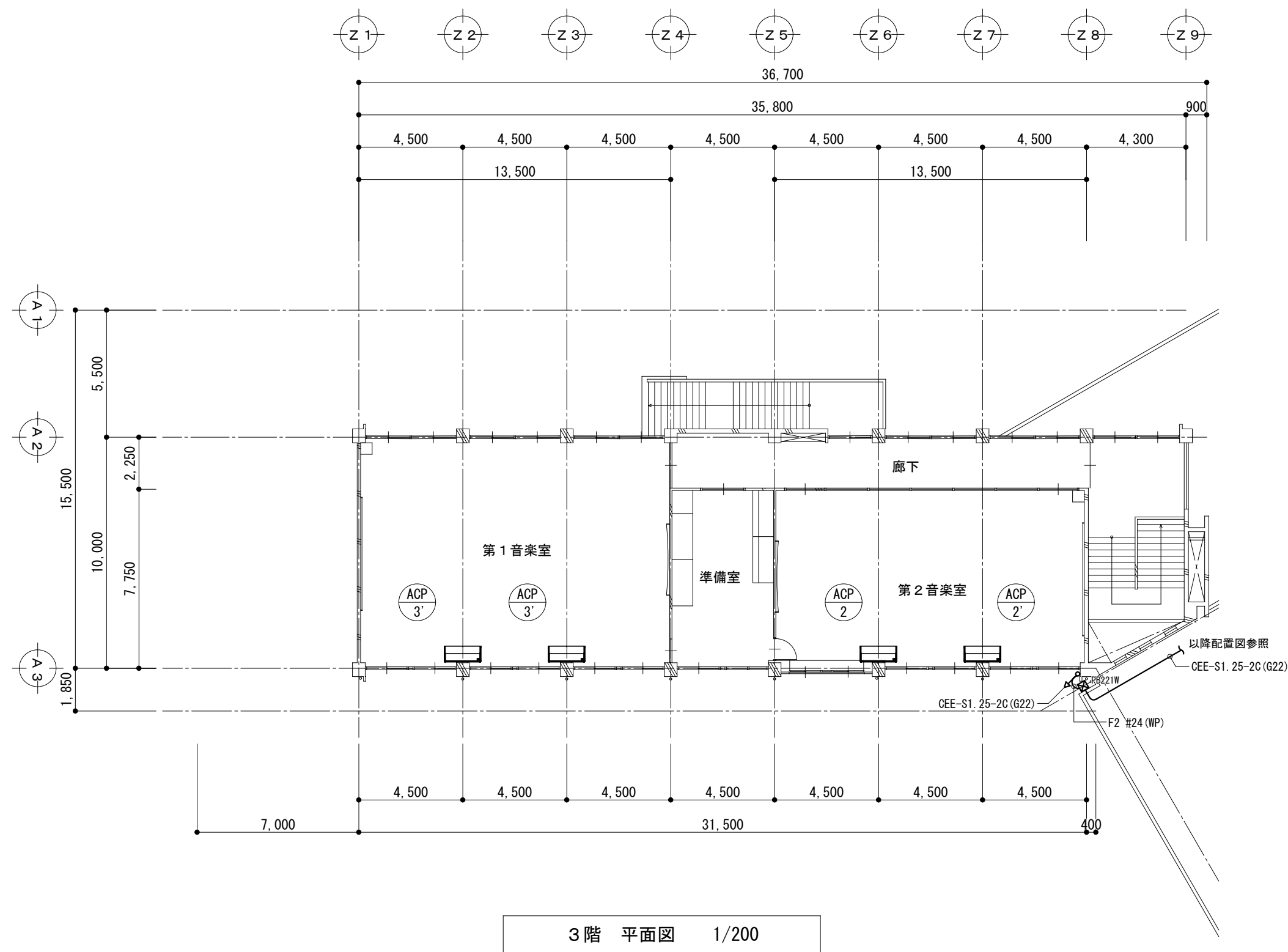


2階 平面図 1/200

注記

1. 図中記入なき配線は下記とする。	
—//—	EEF2.0-3C (1E)
—//—	CEE-S1.25-2C (G22)
—//—	CEE-S1.25-2C x 2 (G28)
—	メタルモール (MMA) ~ A型 (MMB) ~ B型
(MC) □	メタルモールコーナーボックス
(MJ) □	メタルモールジャンクションボックス
★印は、壁貫通箇所位置を示す。	
PB221W	フルボックス 200 x 200 x 100 SUS WP
PB332W	フルボックス 300 x 300 x 200 SUS WP

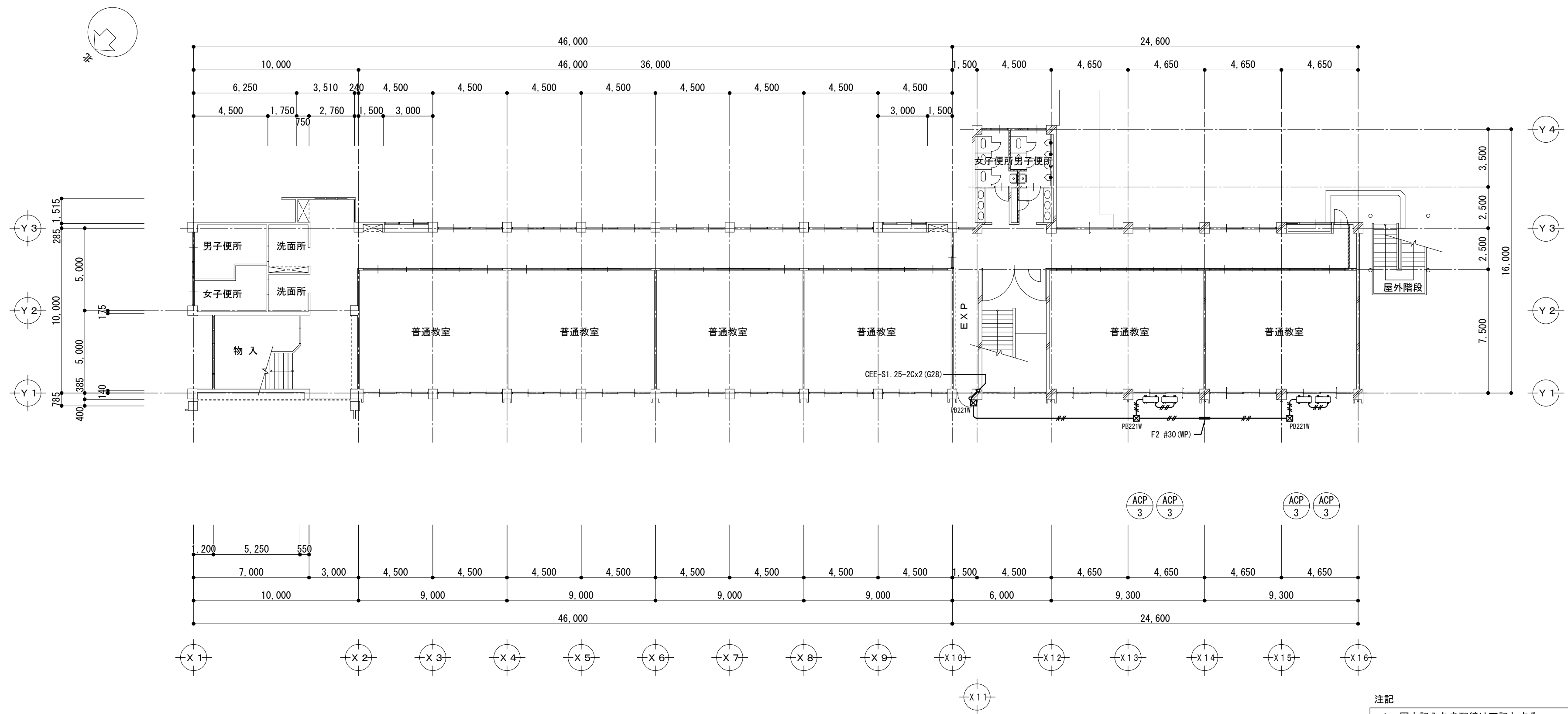
改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	中部中学校普通教室空調機設置工事	年月日	No.
				株式会社 マツダ設計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264800 松田 恭一				図面名	1/200	M-13
					空調制御設備 管理棟 2階平面図	縮尺	原図: A2				



注記

1. 図中記入なき配線は下記とする。	
—//—	EEF2.0-3C (1E)
—//—	CEE-S1.25-2C (G22)
—//—	CEE-S1.25-2Cx2 (G28)
★印は、壁貫通箇所位置を示す。	
PB221W	フルボックス 200×200×100 SUS WP
PB332W	フルボックス 300×300×200 SUS WP

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	中部中学校普通教室空調機設置工事	年月日	No.
				株式会社 マ ッ ダ 設 計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264800 松田 恭一				空調制御設備 管理棟 3階平面図	1/200	M-14
						縮尺	原図: A2				

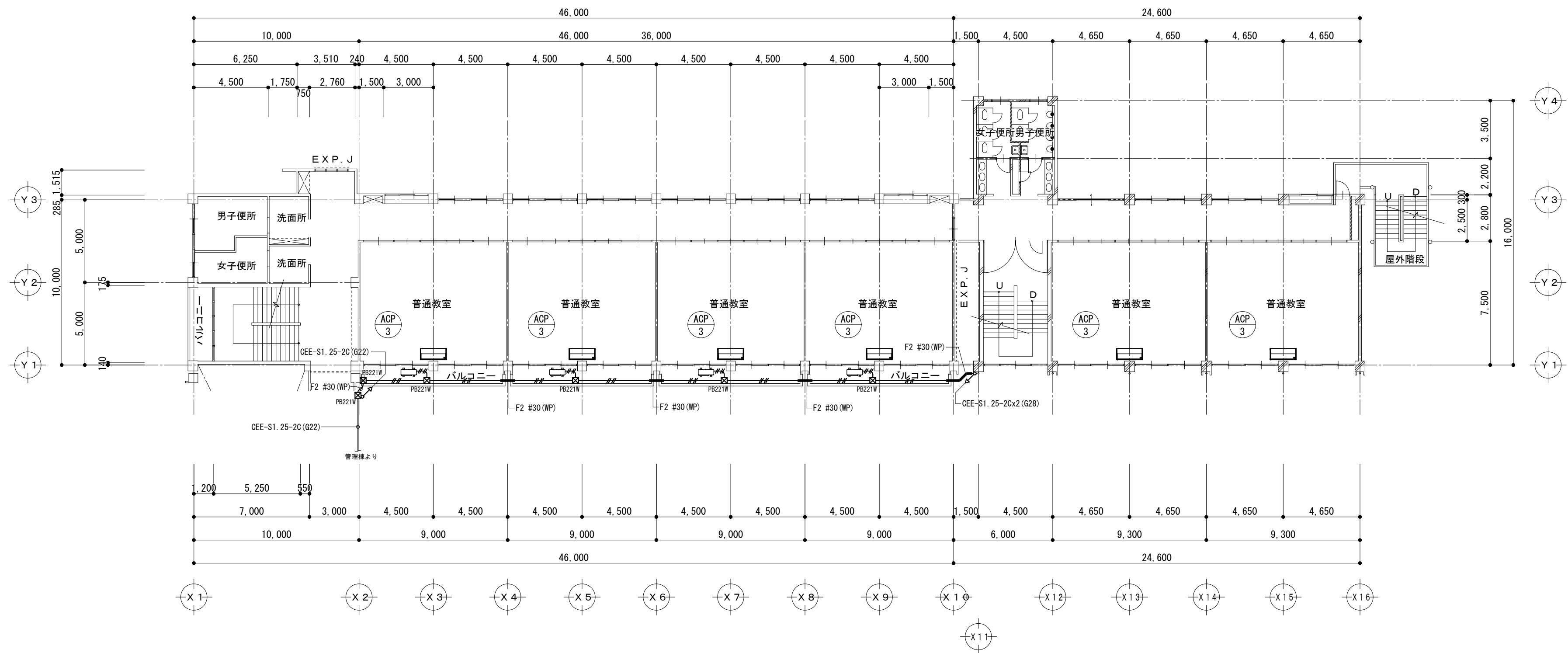


1階 平面図 1/200

注記

1. 図中記入なき配線は下記とする。
—/\— EEF2. 0-3C (1E)
—//— CEE-S1.25-2C (G22)
—///— CEE-S1.25-2Cx2 (G28)
— 〓 ———— メタルモール (MMA)~A型 (MMB)~B型
(MC) □ ———— メタルモールコーナーボックス
(MJ) □ ———— メタルモールジャンクションボックス
★印は、壁貫通箇所位置を示す。
PB221W ブルボックス 200x200x100 SUS WP
PB332W ブルボックス 300x300x200 SUS WP

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	中部中学校普通教室空調機設置工事	年月日	No.
				株式会社 マ ッ ダ 設 計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一				図面名 空調制御設備 第2棟 1階平面図	1/200 縮尺	M-15 原図: A2

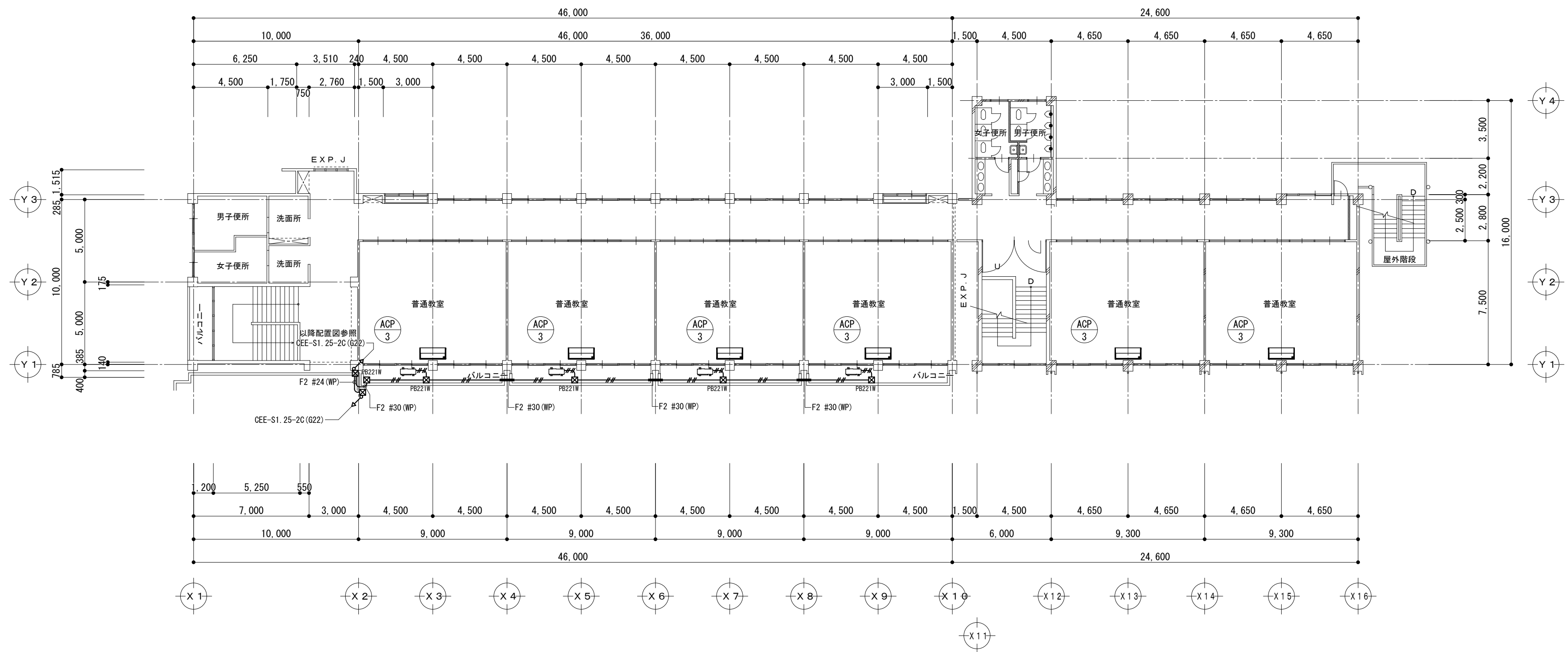


2階 平面図 1/200

注記

1. 図中記入なき配線は下記とする。
—//— EEF2.0-3C (1E)
—//— CEE-S1.25-2C (G22)
—//— CEE-S1.25-2C x 2 (G28)
— — — — — マタルモール (MMA)~A型 (MMB)~B型
(MC) □ — — — — マタルモールコーナーボックス
(MJ) □ — — — — マタルモルジャンクションボックス
★印は、壁貫通箇所位置を示す。
PB221W ブルボックス 200×200×100 SUS WP
PB332W ブルボックス 300×300×200 SUS WP

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	中部中学校普通教室空調機設置工事	年月日	No.
				株式会社 マ ッ ダ 設 計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一				図面名 空調制御設備 第2棟 2階平面図	1/200 縮尺	M-16 原図: A2

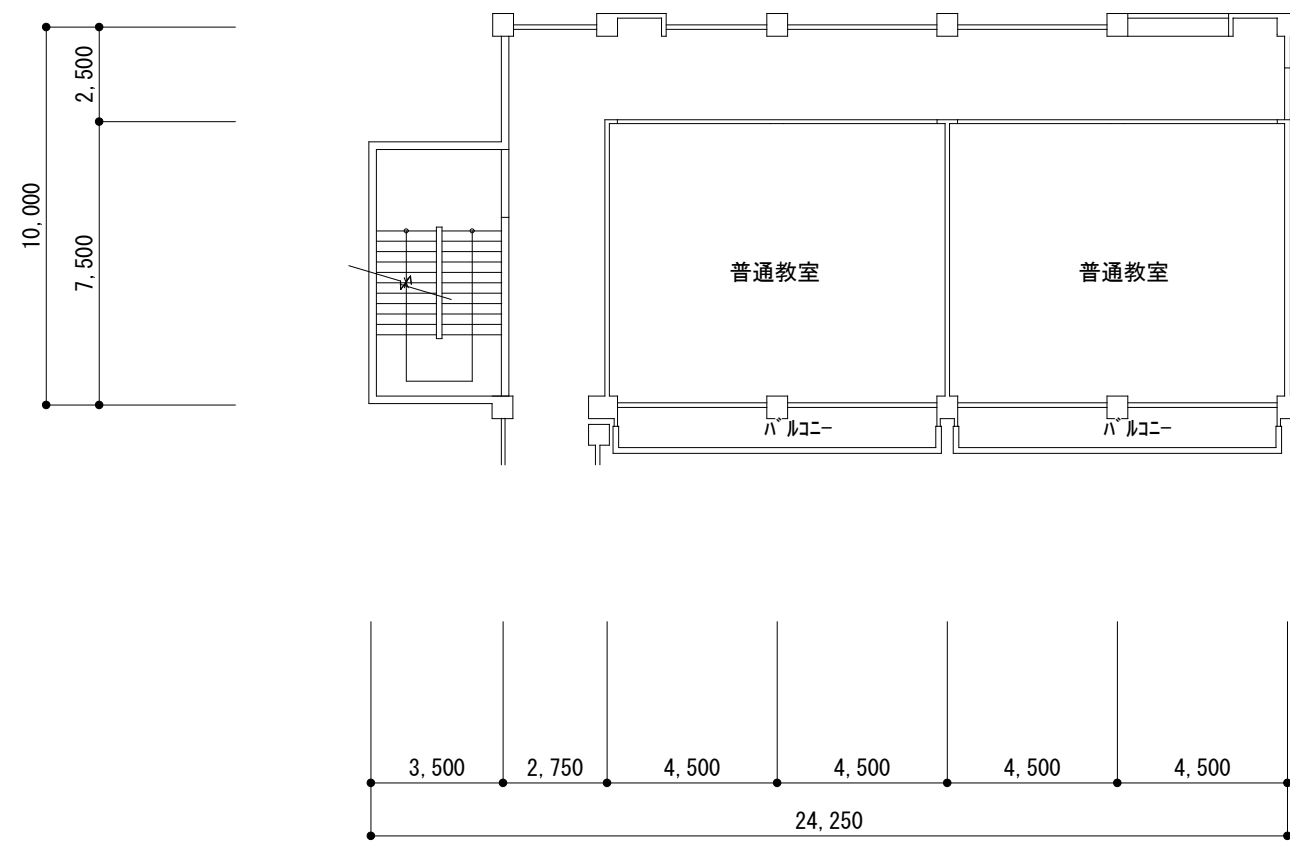


3階 平面図 1/200

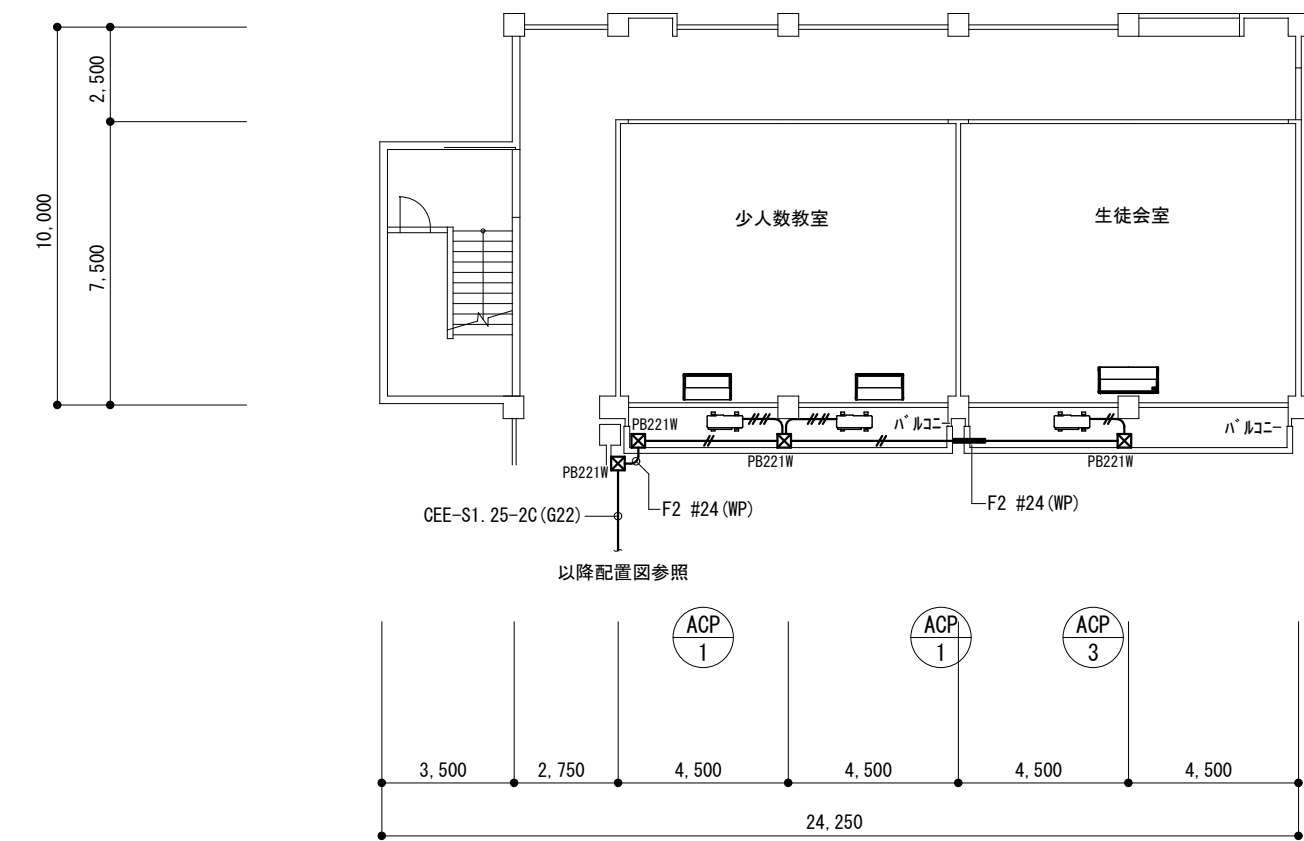
注記

1. 図中記入なき配線は下記とする。
—//— EEF2.0-3C (1E)
—//— CEE-S1.25-2C (G22)
—//— CEE-S1.25-2C x 2 (G28)
— — — — — マタルモール (MMA)~A型 (MMB)~B型
(MC) □ — — — — マタルモールコーナーボックス
(MJ) □ — — — — マタルモルジャンクションボックス
★印は、壁貫通箇所位置を示す。
PB221W ブルボックス 200x200x100 SUS WP
PB332W ブルボックス 300x300x200 SUS WP

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	中部中学校普通教室空調機設置工事	年月日	No.
				株式会社 マ ッ ダ 設 計	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一				図面名	1/200	M-17
									空調制御設備 第2棟 3階平面図	縮尺	原図: A2



1階 平面図 1/200



2階 平面図 1/200

注記

1. 図中記入なき配線は下記とする。
—//— ACF 2.0-3C (1E)
—//— CEE-S1.25-2C (G22)
—///— CEE-S1.25-2Cx2 (G28)
— 〓 — マタルモール (MMA)~A型 (MMB)~B型
(MC) □ — マタルモールコーナーボックス
(MJ) □ — マタルモールジャンクションボックス
★印は、壁貫通箇所位置を示す。
PB221W プルボックス 200x200x100 SUS WP
PB332W プルボックス 300x300x200 SUS WP

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	中部中学校普通教室空調機設置工事	年月日	No.
				株式会社 マ ッ ダ 設 計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一				図面名 空調制御設備 普通教室棟 1, 2階平面図	1/200 縮尺	M-18 原図: A2

(8)基礎	・本工事(・21N/mm2 ・18N/mm2) ・別途工事 ・既設利用 ・その他()	(4)警報等表示装置	1)機器 ・表示盤 ・検出装置 ・その他() 2)表示盤 ①表示方式 ・表示窓式 ・その他() ②施工 ・本工事 ・別途施工 ・既設使用 ・その他() 3)検出装置 ①検出方式 ・電極 ・無電圧接点 ・その他() ②施工 ・本工事 ・別途施工 ・既設使用 ・その他() 4)図面に特記明示がない場合、検出装置へは本工事とする。	(4)録画装置	1)記録媒体 ・ビデオテープ ・ビデオディスク ・ハードディスク ・その他() 2)録画時間 () 時間 ②間隔 ・連続 ・間欠(() 分間隔) 3)機能 ・時刻修正機能 ・その他() (5)伝送方式 ・アナログ伝送方式 ・ネットワーク伝送方式 ・その他()	(2)受信機	1)回線数 () 回線 2)種類 ・都市ガス用 ・液化石油ガス用 ・単独(・壁掛形 ・自立形) ・火災受信機などの複合装置 ・その他() 3)設置 ・単独(・壁掛形 ・自立形) ・火災受信機などの複合装置 ・その他()	
9.太陽光発電設備	(1)機器 ・太陽電池アレイ ・パワーコンディショナ ・情報処理装置 ・その他() (2)太陽電池アレイ 1)発電能力 公称出力()kW 2)架台は、JIS C 8955「太陽電池アレイ用支持設計標準」による。 (3)パワーコンディショナ及び系統連系保護装置 1)電気方式 ・三相3線式(・200V ・()V) ・単相2線式(・200V ・100V ・()V) 2)定格周波数 60Hz 3)設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他() 4)設置方式 ・壁掛型 ・自立型 ・その他() 5)機能 ・系統連系(・高圧連系 ・みなし低圧連系 ・低圧連系) ・自立運転 6)系統連系に要する技術要件は、関係法令を確認し、電気事業者と十分協議する。 (4)情報処理装置 1)装置 ・データ処理装置 ・データ表示装置 ・気温計 ・日射計 2)記録作成 ・日報 ・月報 ・年報 ・その他() (5)仕様詳細 仕様詳細については「太陽光発電設備特記仕様書」による。	14.映像・音響設備	(1)設備 ・映像機器 ・音響機器 ・操作装置 (2)映像機器 1)表示機器 ・プロジェクタ(○前面投射式 ・背面投射式) ・スクリーン(○反射マトリ形 ・反射ビーズ形 ・反射ストライプ形 ・透過形) ・スクリーン巻上装置(・電動式 ・手動式) ・プラズマディスプレイ ・液晶ディスプレイ ・液晶再生装置(・HDD ・DVD ・VHS ・その他()) ・テレビチューナー(・UHF ・BS ・CS ・その他()) 2)付属機器 ・カメラ ・パソコン ・その他の機器() (3)音響機器 1)増幅器 () W ①出力 ・ステレオ ・モノラル ②出力インピーダンス ・Lo形 ・Hi形 2)付属機器 ・グラフィックコイライザー ・オーディオミキサー ・電源制御器 ・録音再生装置(・CD ・カセットテープ) ・その他() ・ラジオチューナー(・FM ・AM ・その他()) ・マイクホン(・コード式 ・ワイヤレス) ・その他の機器() (4)操作装置 1)形状 ・卓型 ・キャビネットラック型 ・その他() 2)設置 ・固定式 ・可動式 ・その他()	20.駐車場管制設備	(1)機器 ・管制盤 ・検知器 ・信号警報灯 ・発券機 ・カーゲート ・カードリーダー ・その他() (2)管制盤 1)機能 ・入場管理 ・退場管理 ・発券管理 ・その他() 2)形式 ・自立型 ・壁掛型 ・卓上型 ・その他() (3)検知器 1)方式 ・赤外線式 ・ループコイル式 ・アンテナ式 ・その他() 2)検知対象車種 ・ステンレス製 ・鋼板製 3)検出対象車両 ・普通車 ・大型車 ・その他() 4)検出対象速度 () km以下 (4)信号警報灯 1)信号灯 ・発光ダイオード ・その他() 2)警報灯 ・回転灯 ・表示灯 ・その他() 3)警報音 ・音声 ・ブザー ・その他() 3)外箱 ・ステンレス製 ・鋼板製 1)発行券 ・磁気式 ・ICカード式 ・パンチカード式 ・RF-IC式 ・その他() 2)発券方式 ・入場時発行 ・事前発行 ・その他() (6)カーゲート ・バー式(・ガラスファイバー製 ・アルミ製 ・鋼製(防錆処理)) ・その他()	(2)駐車管理設備	(1)設備 ・防犯装置 ・入退室管理装置 (2)防犯装置 1)機器 ・センサー ・監視制御装置 ・警報装置 ・その他() 2)センサー ・パッシブセンサー ・赤外線センサー ・画像センサー ・マグネットセンサー ・その他() 3)監視制御装置 ・自立型 ・壁掛型 ・卓上型 ・複合型組込 ・その他() 4)機能 ・警報 ・記録 ・監視カメラ運動制御 ・センサー入切制御 ・その他()	(3)副受信機 設置 ・単独(・壁掛形 ・自立形) ・火災受信機などの複合装置 ・その他() (4)検知器 1)動作 ・単独(単独動作) ・連動(受信機に伝送) ・その他() 2)定格電圧 ・AC100V ・DC24V(受信機等から供給) ・その他() 3)ガス検出出力係数 ・有電圧出力方式 ・無電圧接点方式 ・その他()
10.風力発電設備	(1)機器 ・風車 ・制御盤 ・系統連係保護装置 ・情報処理装置 ・その他() (2)風車 1)発電能力 定格出力()kW 2)架台は、積載荷重、風圧荷重等に耐えるものとする。 (3)制御盤 1)電気方式 ・三相3線式(・200V ・()V) ・単相2線式(・200V ・100V ・()V) 2)定格周波数 60Hz 3)設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他() 4)設置方式 ・壁掛型 ・自立型 ・その他() 5)機能 ・系統連系(・高圧連系 ・みなし低圧連系 ・低圧連系) ・自立運転 6)系統連系に要する技術要件は、関係法令を確認し、電気事業者と十分協議する。 (4)情報処理装置 1)装置 ・データ処理装置 ・データ表示装置 ・風速計 ・風向計 ・気温計 2)記録作成 ・日報 ・月報 ・年報 ・その他() (5)仕様詳細 仕様詳細については「風力発電設備特記仕様書」による。	15.拡声設備	(1)機器 ・増幅器 ・付属機器 ・操作装置 ・スピーカー ・その他() (2)増幅器 ・非常放送兼用(仕様は非常放送装置を参照) ・専用出力インピーダンス ・W ・Lo形 ・Hi形 (3)付属機器 ・オーディオミキサー ・リモコンコネクタ ・電源制御器 ・録音再生装置(・CD ・カセットテープ) ・その他() ・アナウンスレコーダ(・チャイム ・独自メッセージ ・プログラムタイム) ・マイクホン(・コード式 ・ワイヤレス) ・ラジオチューナー(・FM ・AM) ・スピーカー切替装置 ・その他の機器() (4)操作装置 ・卓型 ・キャビネットラック型 ・壁掛型 ・その他() (5)スピーカー ・非常放送兼用(仕様は非常放送装置を参照) ・専用結線 ・1W ・3W ・() W インピーダンス ・Lo形 ・Hi形 設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他()	(4)発券機	21.防犯・入退室管理設備	(1)設備 ・防犯装置 ・入退室管理装置 (2)防犯装置 1)機器 ・センサー ・監視制御装置 ・警報装置 ・その他() 2)センサー ・パッシブセンサー ・赤外線センサー ・画像センサー ・マグネットセンサー ・その他() 3)監視制御装置 ・自立型 ・壁掛型 ・卓上型 ・複合型組込 ・その他() 4)機能 ・警報 ・記録 ・監視カメラ運動制御 ・センサー入切制御 ・その他()	(4)検知器 1)形式 ・P型1線 ・P型2線 ・R型 ・アドレス 2)回線数 () 回線 () アドレス 3)試験機能 ・自動試験機能 ・通隔試験機能 4)壁形式 ・複合型組込 ・自立型 ・壁掛型 ・その他() (3)副受信機(表示装置) 1)形式 ・自立型 ・壁掛型 ・その他() 2)回線数 () 回線 () アドレス 試験機能 ・自動試験機能 ・通隔試験機能 (4)中継器 1)型式 ・アドレス付 ・P型1線 ・P型2線 2)消火栓ホーン起動 特記なき場合は、発信機運動方式とし、発信機表面に「消火栓起動」等の文字を併記する。 3)設置 ・単独設置 ・機器収容箱に組込 ・消火栓ボックス(別注)に組込 (6)感知器 1)型式 ・アドレス付 ・一般型 2)種類 ・熱感知器 ・煙感知器 ・炎感知器 2)試験機能 ・自動試験機能 ・通隔試験機能 3)設置場所 ・屋内(・一般 ・防火 ・防爆 ・防食) ・その他()	(4)録録装置 1)形式 ・壁掛型 ・自立型 ・卓型 ・ラック型 ・卓上型 ・その他() 2)設置 ・単独 ・監視操作装置に組込 ・その他() 3)装置 ・その他()
11.構内情報通信設備	(1)伝送速度 ・10BASE ・100BASE ・1000BASE ・その他() (2)機器 ・リピータ ・スイッチ ・HUB ・ルータ ・メディアコンバータ ・ファイアウォール ・時刻同期装置 ・ネットワーク管理装置 ・無線LAN ・機器収納ラック ・アウトレット) ・その他() (3)ネットワーク網 ・広域網(WAN) ・構内網(LAN) (4)ケーブル 1)幹線系 ・UTPケーブル ・STPケーブル ・光ファイバケーブル ・その他() 2)支線系 ・UTPケーブル ・STPケーブル ・光ファイバケーブル ・その他() 3)フロア系 ・UTPケーブル ・STPケーブル ・その他() (5)アウトレット ・ローテーションアウトレット(・固定型 ・上下動型(アップ式を含む)) ・壁コンセント ・その他()	16.誘導支援設備	(1)設備 ・音声誘導装置 ・インターホン ・トイレ等呼出装置 (2)音声誘導装置 1)検出方式 ・磁気式 ・無線式 ・画像認識式 ・その他() 2)設置場所 ・屋外(防雨形) ・屋内 3)機能 ・自動火災報知設備より火災報知信号を受信した場合停止する ・タイムスケジュールにより停止及び開始を可能とする ・その他() 4)機器 ・制御装置 ・送信機 ・受信機 ・その他() 5)制御装置 ・壁掛型 ・卓上形 ・複合型組込 ・その他() 6)送信機 ・壁掛型 ・卓上形 ・壁込形 ・その他() 7)受信機 ・スピーカー式 ・イヤホン式 ・その他() (3)インターホン 1)用途 ・内部受付用 ・外部受付用 ・夜間訪問用 ・身体障害者用 ・保守用 ・その他() 2)機能 ・音声通話 ・映像モニター 3)通話機 ・親子式 ・相互式 ・複合式 4)通話方式 ・同時通話式 ・交互通話式 ・その他() 5)機器 ・親機 ・子機 ・その他() 6)親機 ①形状 ・壁掛型 ・卓上形 ・複合型組込 ・その他() ②送受話器 ・電話機形 ・マイク形 ・その他() 7)子機 ①形状 ・壁掛型 ・卓上形 ・壁込形 ・その他() ②送受話器 ・電話機形 ・マイク形 ・その他()	(3)入退室管理装置	(1)機器 ・認識装置 ・監視制御装置 ・警報装置 ・その他() 2)認識装置 バイオメトリックス ・音声 ・暗証番号 ・カード ・その他() 3)監視制御装置 ・自立型 ・壁掛型 ・卓上型 ・複合型組込 ・その他() 4)機能 ・認識制御装置 ・スケジュール設定制御 ・検知制御 ・空室制御 ・センサー入切制御 ・警報 ・記録 ・監視カメラ運動制御 ・その他()	(5)ハンドホール、マントルホール 1)形式 ・ブロック式 ・現場打ち 2)施工 ・本工事 ・別途工事 ・既設 ・その他() 3)ケーブル支持金物の取付 ・2箇所 ・4箇所 () 箇所 (7)鉄筋造 1)鉄筋造の刻印は「強電」、「電力」又は「高圧」とする。 2)雨水の流れ込みを防ぐための防水パッキン付とする。 (8)地中ケーブル保護 1)種類 ・FEP ・GLT(PEライニング管) ・VE ・HIVE ・SGP 2)標示杭埋設 ・コンクリート製 ・鉄製(アスファルト部分) 3)埋設指示シート ・一重 ・2倍長 ・3.5倍長 () 4)埋設表示シートの表記は電力用であることがわかるものとする。		
12.構内交換設備	(1)機器 ・交換装置 ・電話機 ・端子盤類 ・アウトレット ・その他() (2)交換装置 1)種類 ・構内交換装置(・デジタルPBX ・IP-PBX ・VoIPサーバ) ・ボタン電話装置 ・その他() 2)方式 ・局線応答方式 ・局線中継方式 ・分散中継方式 ・ダイヤルイン方式 3)停電保障時間 ・30分以上 ・7以上 5)本配電盤(MDF) ・自立フレーム(・片面形 ・両面形) ・交換機一体型 ・壁掛型 (3)電話機 ・一般電話機 ・多機能電話機 ・コードレス電話機 ・PHS (4)端子盤類 1)端子盤 ・中継端子盤(IDF) ・室内端子盤 2)中継端子盤には実装数の20%以上、室内端子盤には100%以上の接続端子板スペースを見込む。 (5)アウトレット ・ローテーションアウトレット(・固定型 ・上下動型(アップ式を含む)) ・壁コンセント	17.テレビ共同受信設備	(1)受信放送 ・UHF ・BS ・CS ・FM ・CATV ・その他() (2)機器 ・増幅器 ・混合器 ・分波器 ・分岐分配器 ・機器収容箱 ・アンテナ ・その他() (3)アンテナ 1)放送 ・UHF ・BS ・CS ・FM ・その他() 2)マスト 地上立用(・壁面取付 ・自立 ・既設利用) ・その他() ・衛星用(・壁面取付 ・自立 ・既設利用) ・その他() 3)自立用基礎 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他()	(4)自動閉鎖装置	(1)機器 ・運動制御器 ・感知器 ・自動閉鎖装置 ・自動開錠装置 (2)運動制御器 1)制御対象 ・防火戸 ・防火シャッター ・防排煙ダンパー ・非常口等の扉 2)回線数 () 回線(遠方傳機機() 回路) 3)設置 ・単独(・壁掛形 ・自立形) ・火災受信機などの複合装置 (3)感知器 1)型式 ・アドレス付 ・一般型 2)種類 ・煙感知器(・2種 ・3種) 2)試験機能 ・自動試験機能 ・通隔試験機能 3)設置場所 ・屋内(・一般 ・防火 ・防爆 ・防食) ・その他() (4)自動閉鎖装置 1)方式 ・電磁式 ・ラッチ式 ・その他() 2)施工 ・本工事 ・別途施工 ・既設 ・その他() (5)自動開錠装置 1)方式 ・電気錠 ・その他() 2)施工 ・本工事 ・別途施工 ・既設 ・その他()	(4)ハンドホール、マントルホール 1)形式 ・ブロック式 ・現場打ち 2)施工 ・本工事 ・別途工事 ・既設 ・その他() 3)ケーブル支持金物の取付 ・2箇所 ・4箇所 () 箇所 (5)鉄筋造 1)鉄筋造の刻印は「弱電」又は「通信」とする。 2)雨水の流れ込みを防ぐための防水パッキン付とする。 (6)地中ケーブル保護材料 1)種類 ・FEP ・GLT(PEライニング管) ・VE ・HIVE ・SGP 2)標示杭埋設 ・コンクリート製 ・鉄製(アスファルト部分) 3)埋設指示シート ・一重 ・2倍長 ・3.5倍長 () 4)埋設表示シートの表記は弱電用であることがわかるものとする。		
13.情報表示設備	(1)設備 ・マルチサイン装置 ・時刻表示装置 ・警報等表示装置 (2)マルチサイン装置 1)機器 ・情報表示盤 ・操作制御装置 ・その他() 2)情報表示盤 ・発光ダイオード式 ・プラズマ式 ・液晶式 3)操作制御装置は、入力制御、表示制御、電源制御等の機能を有する。 4)通信方式 ・専用通信線 ・TCP/IP ・その他() (3)時刻表示装置 1)機器 ・親時計 ・子時計 ・電源装置 ・単独時計 2)親時計 ①形式 ・壁掛型 ・自立型 ・ラックマウント型(ラック架組込) ②時刻修正 ・FM放送受信(・アンテナ設置 ・既設利用) ・長波標準電波受信(・アンテナ設置 ・既設利用) ③回線数 () 回線 ④機能 ・電子チャイム() 曲 ・時報 ・プログラムタイマー(・年間 ・週間) (引渡し時は機器の説明及びプログラムの入力を行うこと。) 3)子時計 ①方式 ・アナログ式 ・デジタル式 ②設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他() 4)電源装置 運転可能時間(・10時間 () 時間) 5)単独時計 ①方式 ・アナログ式 ・デジタル式 ②設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他() ③時刻修正機能 ・有り ・無し	18.テレビ電圧降除設備	(1)対象戸数 () 戸 (2)機器 ・増幅器 ・混合器 ・分波器 ・分岐分配器 ・機器収容箱 ・アンテナ ・その他() (3)アンテナ 1)放送 ・UHF ・BS ・CS ・FM ・その他() 2)マスト 地上立用(・壁面取付 ・自立 ・既設利用) ・その他() ・衛星用(・壁面取付 ・自立 ・既設利用) ・その他() 3)自立用基礎 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他()	(5)非常警報設備	(1)設備 ・非常放送装置 ・非常ベル 1)消防法基準適合マーク品とする。 2)機器 ・増幅器 ・スピーカー ・非常用リコンマイク ・その他() 3)増幅器 ①出力 () W ②出力インピーダンス ・Lo形 ・Hi形 ③形式 ・ロングラック型 ・スタンダードラック型 ・壁掛型 ・その他() ④機能 ・マイク放送 ・自動火災報知設備連動放送 ・緊急地震速報設備連動放送 ・その他() ⑤用途 ・拡声設備兼用 ・非常放送専用 (4)スピーカー ①結線 ・1W ・3W ・() W ②インピーダンス ・Lo形 ・Hi形 ③用途 ・拡声設備兼用 ・非常放送専用 ④非常用リコンマイク 2)設置 ・単独設置 ・機器収容箱に組込 ・消火栓ボックス(別注)に組込	(4)ハンドホール、マントルホール 1)形式 ・ブロック式 ・現場打ち 2)施工 ・本工事 ・別途工事 ・既設 ・その他() 3)ケーブル支持金物の取付 ・2箇所 ・4箇所 () 箇所 (5)鉄筋造 1)鉄筋造の刻印は「弱電」又は「通信」とする。 2)雨水の流れ込みを防ぐための防水パッキン付とする。 (6)地中ケーブル保護材料 1)種類 ・FEP ・GLT(PEライニング管) ・VE ・HIVE ・SGP 2)標示杭埋設 ・コンクリート製 ・鉄製(アスファルト部分) 3)埋設指示シート ・一重 ・2倍長 ・3.5倍長 () 4)埋設表示シートの表記は弱電用であることがわかるものとする。		
29.消火器	1)設置 ・本工事 ・別途工事 2)消火器 種類()、数量()本 3)消火器収納箱 材質()、数量()面	19.監視カメラ設備	(1)機器 ・カメラ ・モニター装置 ・録画装置 ・その他() (2)カメラ 1)色方式 ・白黒 ・カラー 2)駆動方式 ・固定式 ・遠隔可動式 3)撮影条件 ・昼間 ・薄明時 ・夜間 4)設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他() (3)モニター装置 1)色方式 ・白黒 ・カラー 2)モニタ ・液晶 ・プラズマ ・PC ・その他() 3)設置 ・自立型 ・卓上型 ・壁掛型 ・その他()	(2)非常警報設備	(1)機器 ・受信機 ・副受信機 ・中継器 ・検知器 ・警報器	【その他】 29.消火器 1)設置 ・本工事 ・別途工事 2)消火器 種類()、数量()本 3)消火器収納箱 材質()、数量()面		

分類	資機材名	適用範囲	規格・メーカー等
電線	電線、ケーブル類 (エコ電線・ケーブルを優先使用)	一般配線工事に使用するもの、エコ電線・ケーブルのあるもの	・JIS規格適合品 ・JCS(日本電線工業会規格)規格適合品
		上記以外の一般配線工事に使用するもの	・JIS規格適合品
	耐火、耐熱電線	耐火・耐熱性を必要とする場所に使用するもの	・登録認定機関(社)電線総合技術センター)または指定認定機関(社)日本電線工業会(耐火・耐熱電線認定業務委員会)により認定または評定されたもの ・(社)日本電線工業会により自主認定(評定)されたもの
	任意端子 挿入用スリーブ	一般配線工事に使用するもの	・JIS規格適合品
電線保護物類	金属管、VE、PF、HIVE、FEP、CD、合成樹脂製可とう管、可とう電線管、フロアタクト、各付属品	一般配線工事に使用するもの	・JIS規格適合品 ・JIS規格のない物にあつては、電気用品の技術上の基準を定める省令の適合品
配線器具	コンセント、スイッチ	一般配線工事に使用するもの	・JIS規格適合品 ・JIS規格のない物にあつては、電気用品の技術上の基準を定める省令の適合品
	蛍光灯器具 (省エネ型を優先使用)		・JIS規格適合品 (社)日本照明器具工業会標準(JIL規格)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	非常用照明器具		・指定認定機関による型式適合認定または型式部材等製造者認証を受けたもの ・(社)日本照明器具工業会の自主評定を受け、JIL501の適合マークが貼付されたもの
	誘導灯		・登録認定機関(社)日本電気協会(JEA誘導灯認定委員会)の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
	その他の照明器具		・JIS規格適合品 (社)日本照明器具工業会標準(JIL規格)適合品
安定器	高周波点灯専用形蛍光灯電子安定器 上記以外のもの		・JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
			・JIS規格適合品 (社)日本電球工業規格(JEL)適合品
照明制御装置	センサ、照明制御部等		※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
インバータ装置	可変速運転用インバータ装置		※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
換気扇	窓用換気扇		・JIS規格適合品
雷保護装置	避雷針設備(突針、支持管、引下げ導線、試験用接続端子箱、他)		・JIS規格適合品
サージ保護デバイス	アレスタ(避雷器)	低圧用SPD	・JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
		通用用SPD	・JIS規格適合品
盤類	分電盤、実験盤		・JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
		制御盤	・(社)日本配電制御工業会規格(JSIA)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
	消防防災用制御盤	消防用加圧送水装置、不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備に使用するもの、火災通報装置、総合操作盤等の消防用設備等の認定対象品目	・登録認定機関(社)日本消防設備安全センター(消防用設備等認定委員会)の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
		不活性ガス消火設備等の操作盤、新ガス系消火設備等の消防用設備等の認定対象品目	・(財)日本消防設備安全センターの性能評定を受け、評定証票が貼付されたもの
	キュービクル式配電盤		・JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
高圧機器	高圧スイッチギヤ	CW形、PW形	・(社)日本電機工業規格(JEM)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
		高圧機流セウズ、高圧負荷開閉器、高圧避雷器	・JIS規格適合品 (社)電気学会電気規格調査会規格(JEC)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
遮断器	高圧交流遮断器		・JIS規格適合品 (社)電気学会電気規格調査会規格(JEC)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
		配線用遮断器、漏電遮断器	・JIS規格適合品
変圧器	高圧変圧器	特定機器	・(社)日本電機工業規格(JEM)適合品のトップランナー変圧器 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
		特定機器以外の変圧器	・JIS規格適合品 (社)電気学会電気規格調査会規格(JEC)適合品
コンデンサ	高圧連相コンデンサ	直列リアクトルを含む	・JIS規格適合品 ※コンデンサのメーカーは「設備機材等評価名簿」による
		直列リアクトルを含む	・JIS規格適合品
計器用変成器	計器用変圧器、計器用変流器		・JIS規格適合品 (社)電気学会電気規格調査会規格(JEC)適合品
計器	電圧計、電流計、周波数計、力率計、電力計、電力量計(無検定、検定付)、他		・JIS規格適合品
継電器	保護継電器		・JIS規格適合品 (社)電気学会電気規格調査会規格(JEC)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
絶縁監視装置	絶縁監視装置	高圧回路用、低圧回路用	※メーカーは「設備機材等評価名簿」による

分類	資機材名	適用範囲	規格・メーカー等
直流電源装置	蓄電池	消防用設備以外に使用するもの	・JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
		整流装置	防災電源用以外に使用するもの
防災電源用	消防用非常電源、非常灯等用予備電源		・登録認定機関(社)日本電気協会(JEA蓄電池設備認定委員会)の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
交流無停電電源装置	交流無停電電源装置(UPS)	定格出力300kVA以下のもの	・JIS規格適合品 (社)電気学会電気規格調査会規格(JEC)適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
発電設備	ディーゼル発電装置	防災電源用以外に使用するもの	・発電機及び原動機(ディーゼル機関)はJIS規格又は(社)日本電機工業会規格(JEM)の適合品
	ガスタービン発電装置	防災電源用以外に使用するもの	・発電機及び原動機(ガス機関)はJIS規格又は(社)日本電機工業会規格(JEM)の適合品
	防災電源用	消防用非常電源、非常灯等用予備電源	・登録認定機関(社)日本内燃力発電設備協会)の認定を受け、認定証票(長時間形)が貼付されたもの
太陽光発電装置	パワーコンディショナ	出力10kW未満のもの(系統連係保護機能を有するものを含む)	・JIS規格適合品
		出力10kW以上のもの(系統連係保護機能を有するものを含む)	・JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
太陽電池アレイ(太陽電池モジュール及びアレイ接続箱)			・JIS規格適合品 ※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
架台			・太陽電池アレイの製造者が推奨するもの ・太陽電池アレイの製造者が同等と認められたもの ・上記と同等であると認められるもの
構内交換装置	交換機、局線中継台、電源装置、電話機		・登録認定機関(財)電気通信端末機器審査協会(JATE)等の技術基準適合認定を受け、適合表示が貼付されたもの
拡声装置	非常用放送設備	非常用放送設備として使用するもの	・登録認定機関(日本消防検定協会)の認定を受け、認定証票が貼付されたもの
テレビ共同受信装置	アンテナ、ブースター、混合器、分波器、分岐器、分配器、テレビ端子、他	右記の認定品のあるもの	・優良住宅部品(BL部品)の認定を受けたもので、BLマーク証紙が貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ・NHK共同受信施設使用機材仕様規格適合機器の認定を受けたもので、証明するマークが貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ・JETAデジタルハイビジョン受信マーク登録品の認定を受けたもので、DHマークが貼付されたもの又は当該品であると証明できるもの ・上記と同等であると認められるもの
監視カメラ装置	カメラ、モニター、録画装置、他		※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
自動火災報知装置	感知器、発信機、中継器、受信機、漏電火災警報器		・登録認定機関(日本消防検定協会)の検定を受け、検定合格証票が貼付されたもの
中央監視制御設備	中央監視制御装置		※メーカーは「設備機材等評価名簿」による
マンホールハンドホール	蓋	鉄製	※メーカーは「設備機材等評価名簿(機械設備機材評価名簿・舗装製ふた)」による
	柵	レディミクストコンクリート、セメント	・JIS規格適合品
電柱	コンクリート柱		・JIS規格適合品

注・「JIS規格適合品」と指定された資材は、工業標準化法に基づく適合の表示(製品・包装の外、容器の外、結束荷札ごとの納品書にJISマーク表示、またはJIS規格証明書の添付)のあるものをいう。
 ・「設備機材等評価名簿」とは、「建築材料・設備機材等品質保証事業 設備機材等評価名簿(電気設備機材・機械設備機材)」の最新版をいう。ただし、納入地区及びアフターサービス地区に中部地区または近畿地区が含まれ、評価の有効期間内にある場合にのみ有効とする。
 ・「設備機材等評価名簿」に記載されていないメーカーの資機材を使用する場合は、評価基準と同じ条件を満たすことを証明する書類を監督員に提出し、承認が得られた場合のみ使用できるものとする。
 ・特殊仕様の資機材を使用する必要がある場合は、仕様、性能等を証明する書類を監督員に提出し、承認が得られた場合のみ使用できるものとする。

完成書類	完成書類	部数
完成図(原図サイズ)	竣工図(製本)	1部
	竣工図(製本)	1部
完成図(原図サイズA4折り)	ファイル綴	1部
完成図(A3版縮小二つ折り)	竣工図(製本)	2部
	竣工図(製本)	2部
機器完成図	ファイル綴	2部
保全に関する資料	ファイル綴	2部
工事に関する書類	ファイル綴	1部
官公庁手続き書類	ファイル綴	1部
電子納品		2部
完成検査写真		1部
工事事務引渡書		3部

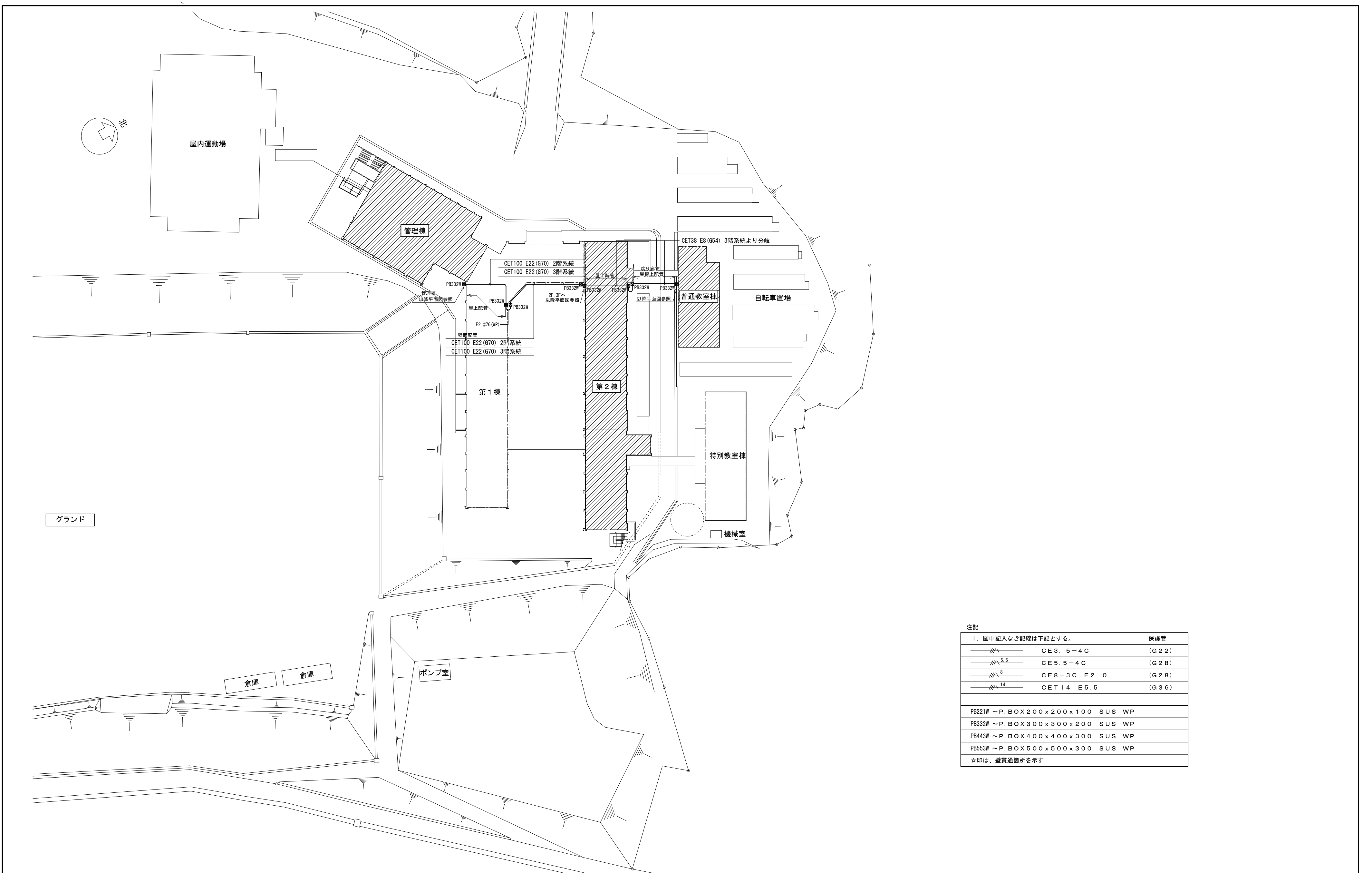
注・保全に関する資料は、国土交通省「施設保全マニュアル作成要領」を参照する。
 ・改修工事等は既存の完成図を修正すること。
 ・白焼き(青焼き不可)で文字濃くないこと。表紙(可能な範囲で背表紙にも)に「年度、工事名、工期、竣工図(又は施工図)、図面番号」を印刷(シール不可)すること。
 ・作成がたい場合は、監督員との協議による。
 ・上記表は標準の部数であり、詳細については監督員の指示による。
 ・その他監督員の指示する書類を作成して提出すること。
 ・ファイルはすべてAファイル以上とする。
 ・完成書類の著作権にかかわる権利は発注者に移譲するものとする。

機器標準取付高さ	名称	側点	取付高さ(mm)	備考
電力	接地端子盤	床下~下地		
		取引用計器	地上~窓中心	1,800~2,000
電灯	引込開閉器	床下~中心	1,800~2,000	
	分電盤	床下~中心	1,500	上端1,900mm
	スイッチ	床下~中心	1,300	○1,000mm
	コンセント(一般)	床下~中心	300	○400mm
	コンセント(和室)	床下~中心	200	
	コンセント(台)	床下~中心	150	
	コンセント(WP)	床下~中心	1,000	
	コンセント(地下)	床下~中心	1,000	
	コンセント(土間)	床下~中心	500	
	ブラケット(一般)	床下~中心	2,100~2,300	
ブラケット(鏡上)	鏡上端~中心	150		
ブラケット(処理場)	床下~中心	2,500		
動力	壁掛型制御盤	床下~中心	1,500	上端1,900mm
	手元開閉器	床下~中心	1,500	
電話	操作スイッチ	床下~中心	1,300	
	端子盤	床下~下地	300	
時計・拡声	壁掛型時計	床下~中心	1,500	上端1,900mm
	壁掛型スピーカ	床下~中心	2,300	2,500mm
表示	表示器	床下~中心	2,300	
	表示器	床下~中心	2,300	
インターホン	壁付インターホン	床下~中心	1,300	
	壁位置ボックス(和室)	床下~中心	200	
テレビ	壁位置ボックス(和室)	床下~中心	200	
	壁位置ボックス(和室)	床下~中心	200	
火災報知	表示灯(身障者用)	床下~中心	800~950	側面先端から後方へ100~200mm 2個目(高700mm、側面先端から前方400mm)
	表示灯	床下~中心	1,800	
受信機・副受信機	表示灯	床下~中心	1,800	
	ベル	床下~中心	2,300	

参考資料：高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(最終改正 平成21年国土交通省告示第006号)
 ユニバーサルデザインのまちづくり施設 整備マニュアル(平成20年4月 三重県)

設計図書に関する情報欄
 建築士法第20条第5項の規定に基づく表示
 建築設備の設計に関し建築設備士に意見を聴いていない
 建築設備の設計に関し建築設備士に意見を聴いた
 (意見を聴いた者)

【氏名】	松田 恭一
【資格】	建築設備士
【勤務先】	株式会社マツダ設計
【登録番号】	13D1-0008MI
【意見を聴いた設計図書(図面番号)】	E-01 ~ E-14



注記

1. 図中記入なき配線は下記とする。

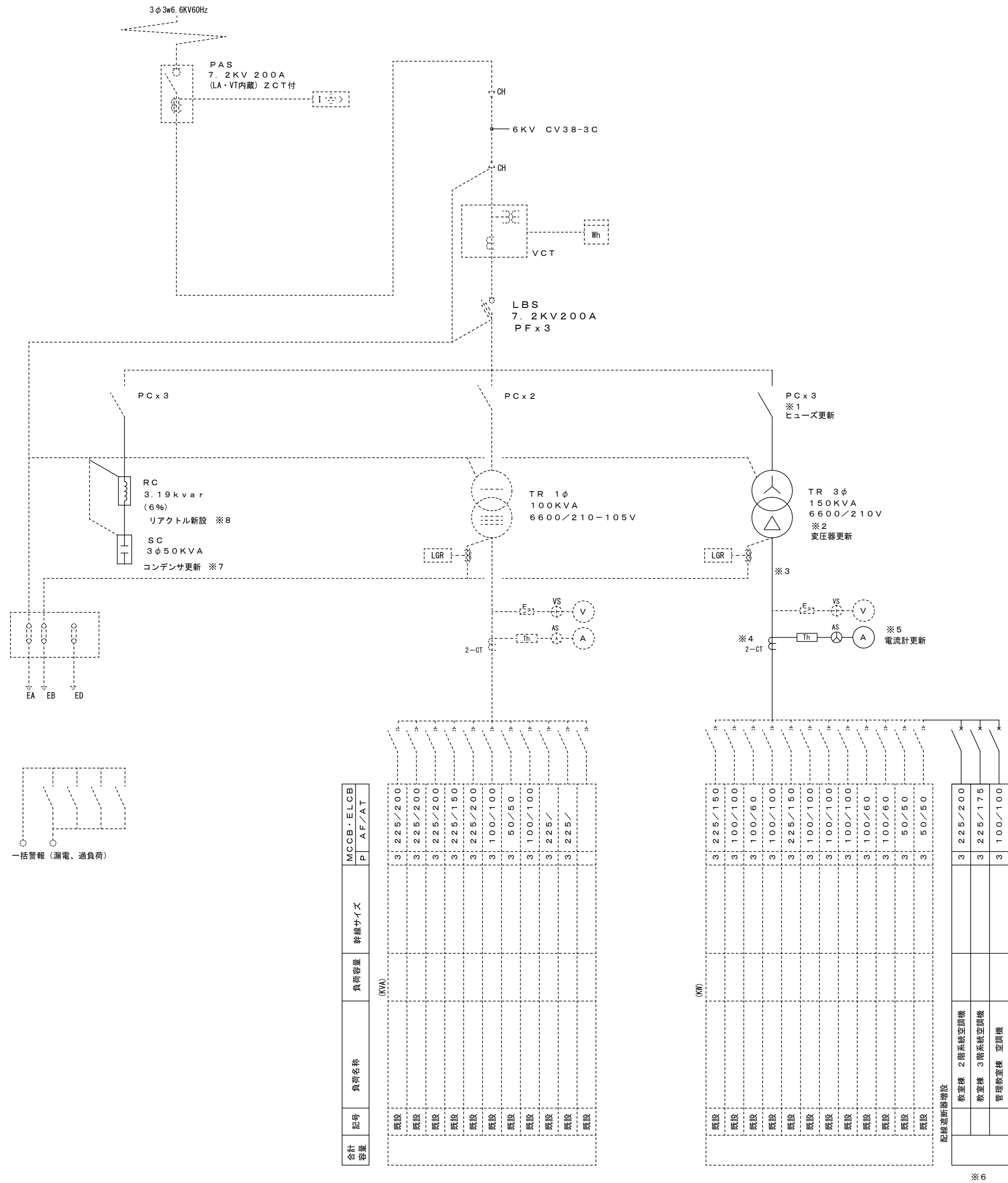
線種	記号	保護管
—//—	CE3.5-4C	(G22)
—//5.5—	CE5.5-4C	(G28)
—//8—	CE8-3C E2.0	(G28)
—//14—	CET14 E5.5	(G36)

PB221W	~P. BOX 200 x 200 x 100	SUS WP
PB332W	~P. BOX 300 x 300 x 200	SUS WP
PB443W	~P. BOX 400 x 400 x 300	SUS WP
PB553W	~P. BOX 500 x 500 x 300	SUS WP

☆印は、壁貫通箇所を示す

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	中部中学校普通教室空調機設置工事	年月日	No. E-05
				株式会社 マ ヅ ダ 設 計	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一						

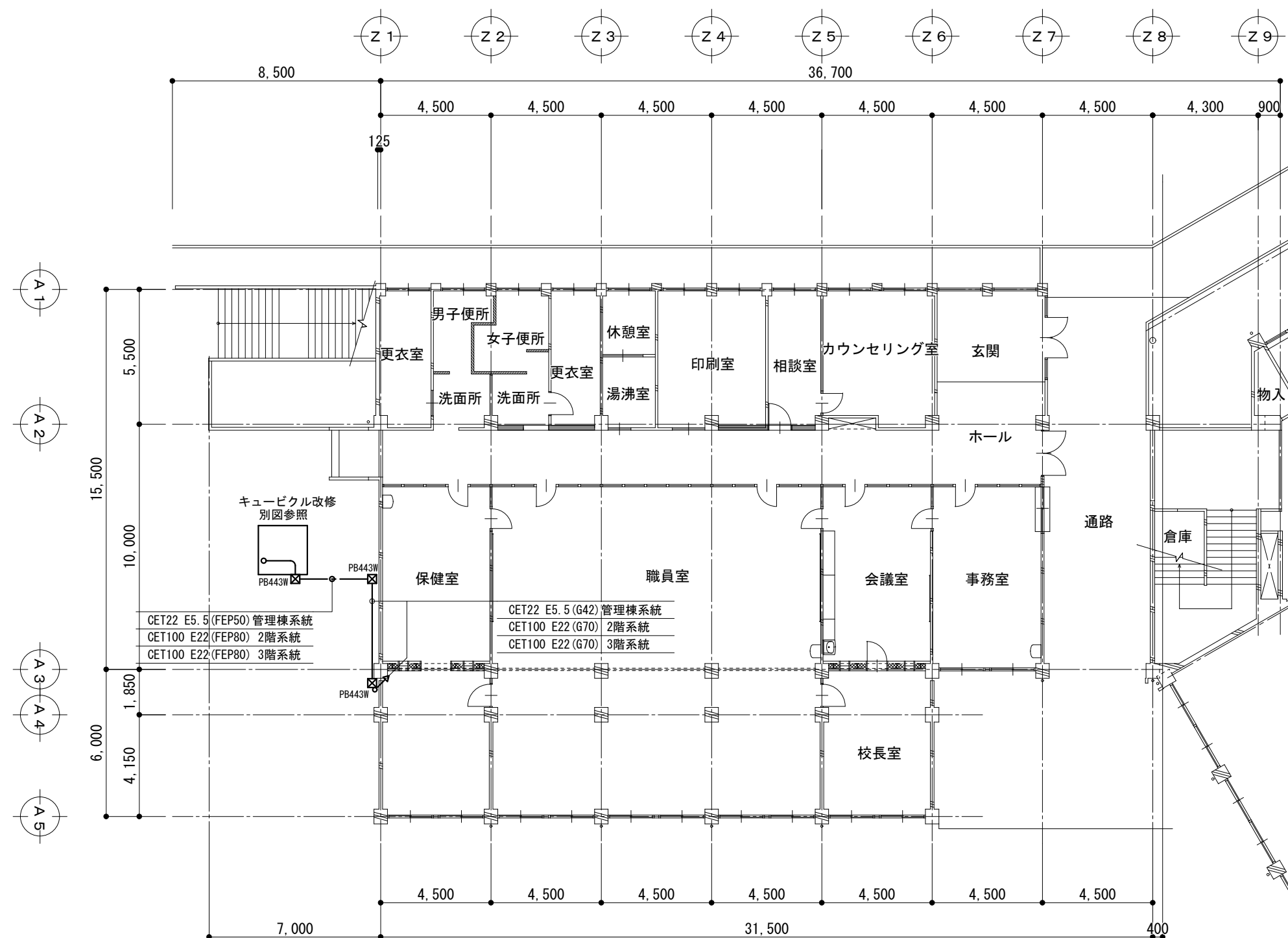
514-0064 三重県津市長岡町800-90
TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590



※1	PCSヒューズ20Aを30Aに取替え
※2	変圧器3φ100KVA(油入り)を3相150KVA(油入り)トッランナーに取替え
※3	母線をH1V200に取替え
※4	変流器400/5を500/5に取替え
※5	電流計400Aを500Aに取替え
※6	MCCB3P225/200A、MCCB3P225/175A、MCCB3P100/100A 増設
※7	コンデンサ 7.02KV 50KVAに取替
※8	直列リフタ# 7.02KV 50KVA用 (6%) 取付

動力制御盤リスト											
盤名称	幹線番号 結線	負荷			分岐開閉器容量				主 回路	操作 回路	制御盤二次側配線
		機器 番号	機器名称	容量 (KW)	種類	P	AF	AT			
S-1 (2面) 〔屋外 壁掛 SUS〕	8.44KW CE-T38'	1	ACP-3	4.22	ELB	3	50	30			CE5.5'-4C (G28)
		2	ACP-3	4.22	ELB	3	50	30			CE5.5'-4C (G28)
S-2 (9面) 〔屋外 壁掛 SUS〕	4.22KW CE-T14'	1	ACP-3	4.22	ELB	3	50	30			CE5.5'-4C (G28)
S-3 (1面) 〔屋外 壁掛 SUS〕	4.50KW CE-T14'	1	ACP-1	2.25	ELB	3	50	15			CE3.5'-4C (G22)
		2	ACP-1	2.25	ELB	3	50	15			CE3.5'-4C (G22)
2P-1 (1面) 〔屋外 壁掛 SUS〕	MCB3P 100AF/100AT 13.88KW CE-T22'	1	ACP-3	4.22	ELB	3	50	30			CE5.5'-4C (G28)
		2	ACP-3	4.22	ELB	3	50	30			CE5.5'-4C (G28)
		3	ACP-2	2.72	ELB	3	50	30			CE3.5'-4C (G22)
		4	ACP-2	2.72	ELB	3	50	30			CE3.5'-4C (G22)

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	中部中学校普通教室空調機設置工事	年月日	No.
				株式会社 マツダ設計	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一				図面名 分電盤結線図	-	E-07
				514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590						縮尺	原図: A2

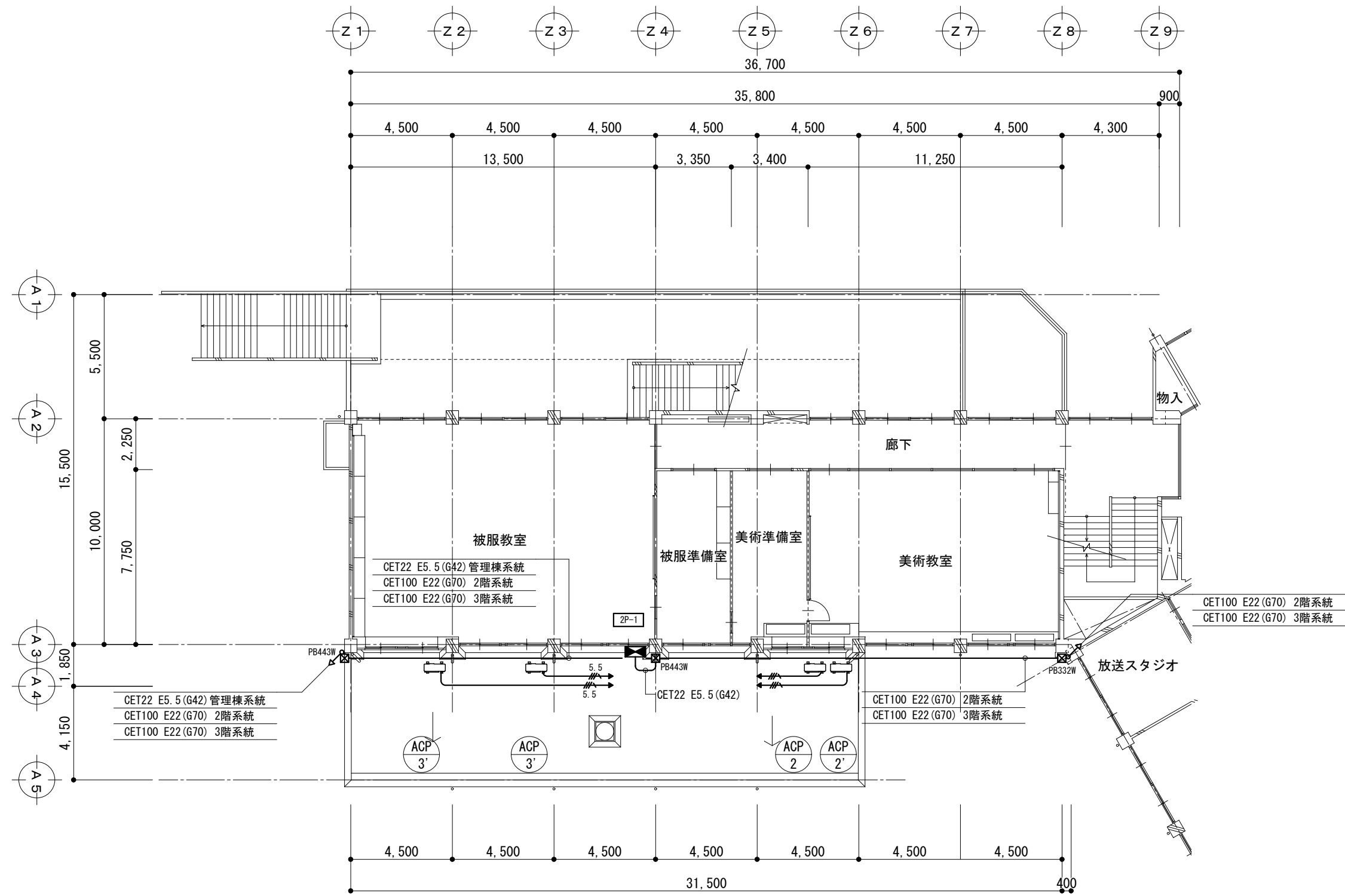


1階 平面図 1/200

注記

1. 図中記入なき配線は下記とする。		保護管
———	CE 3. 5-4 C	(G 2 2)
———	CE 5. 5-4 C	(G 2 8)
———	CE 8-3 C E 2. 0	(G 2 8)
———	CET 14 E 5. 5	(G 3 6)
PB221W ~ P. BOX 200 x 200 x 100 SUS WP		
PB332W ~ P. BOX 300 x 300 x 200 SUS WP		
PB443W ~ P. BOX 400 x 400 x 300 SUS WP		
PB553W ~ P. BOX 500 x 500 x 300 SUS WP		
☆印は、壁貫通箇所を示す		

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	中部中学校普通教室空調機設置工事	年月日	No.
				株式会社 マ ッ ダ 設 計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一				図面名 空調電源設備 管理棟 1階平面図	1/200	E-08
						縮尺	原図: A2				

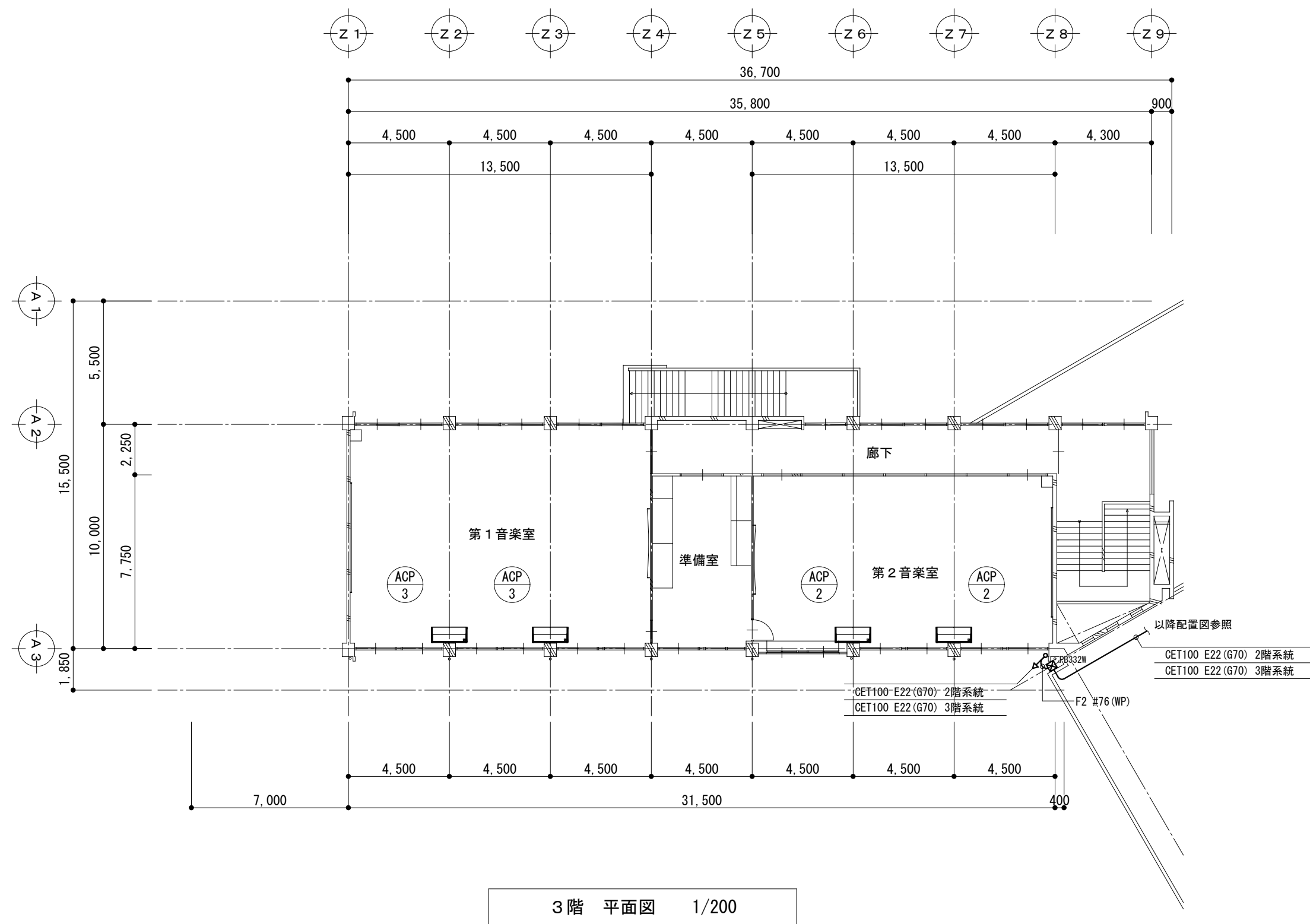


2階 平面図 1/200

注記

1. 図中記入なき配線は下記とする。		保護管
———	CE 3. 5-4 C	(G 2 2)
———	CE 5. 5-4 C	(G 2 8)
———	CE 8-3 C E 2. 0	(G 2 8)
———	CET 14 E 5. 5	(G 3 6)
PB221W ~ P. BOX 200 x 200 x 100 SUS WP		
PB332W ~ P. BOX 300 x 300 x 200 SUS WP		
PB443W ~ P. BOX 400 x 400 x 300 SUS WP		
PB553W ~ P. BOX 500 x 500 x 300 SUS WP		
☆印は、壁貫通箇所を示す		

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	中部中学校普通教室空調機設置工事	年月日	No.
				株式会社 マ ッ ダ 設 計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264800 松田 恭一				図面名	1/200	E-09
									空調電源設備 管理棟 2階平面図	縮尺	原図: A2



注記

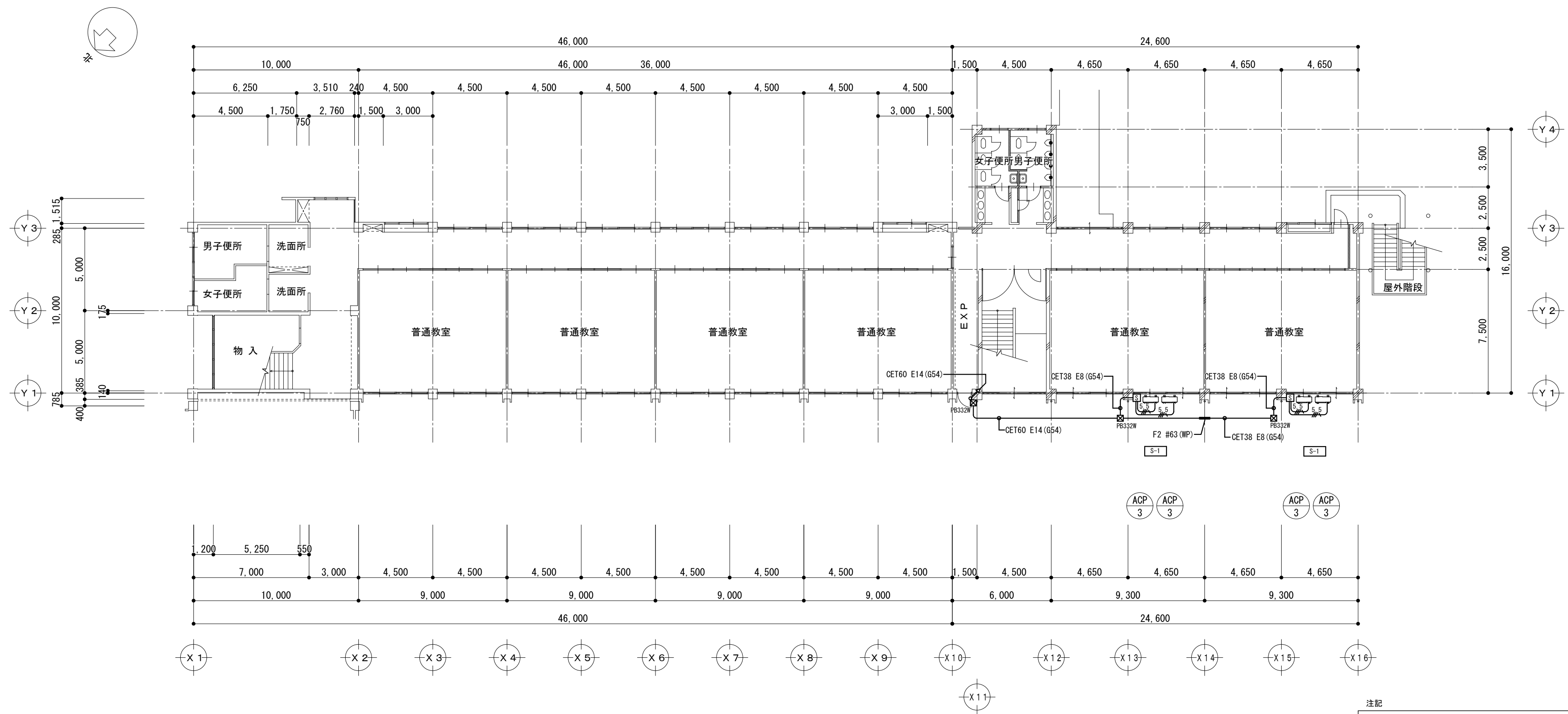
1. 図中記入なき配線は下記とする。

記号	規格	保護管
///	CE3.5-4C	(G22)
/// _{5.5}	CE5.5-4C	(G28)
/// ₈	CE8-3C E2.0	(G28)
/// ₁₄	CET14 E5.5	(G36)

PB221W	~P.BOX200x200x100 SUS WP
PB332W	~P.BOX300x300x200 SUS WP
PB443W	~P.BOX400x400x300 SUS WP
PB553W	~P.BOX500x500x300 SUS WP

☆印は、壁貫通箇所を示す

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	中部中学校普通教室空調機設置工事	年月日	No.
				株式会社 マ ッ ダ 設 計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一				図面名	1/200	E-10
						空調電源設備 管理棟 3階平面図	縮尺	原図: A2			

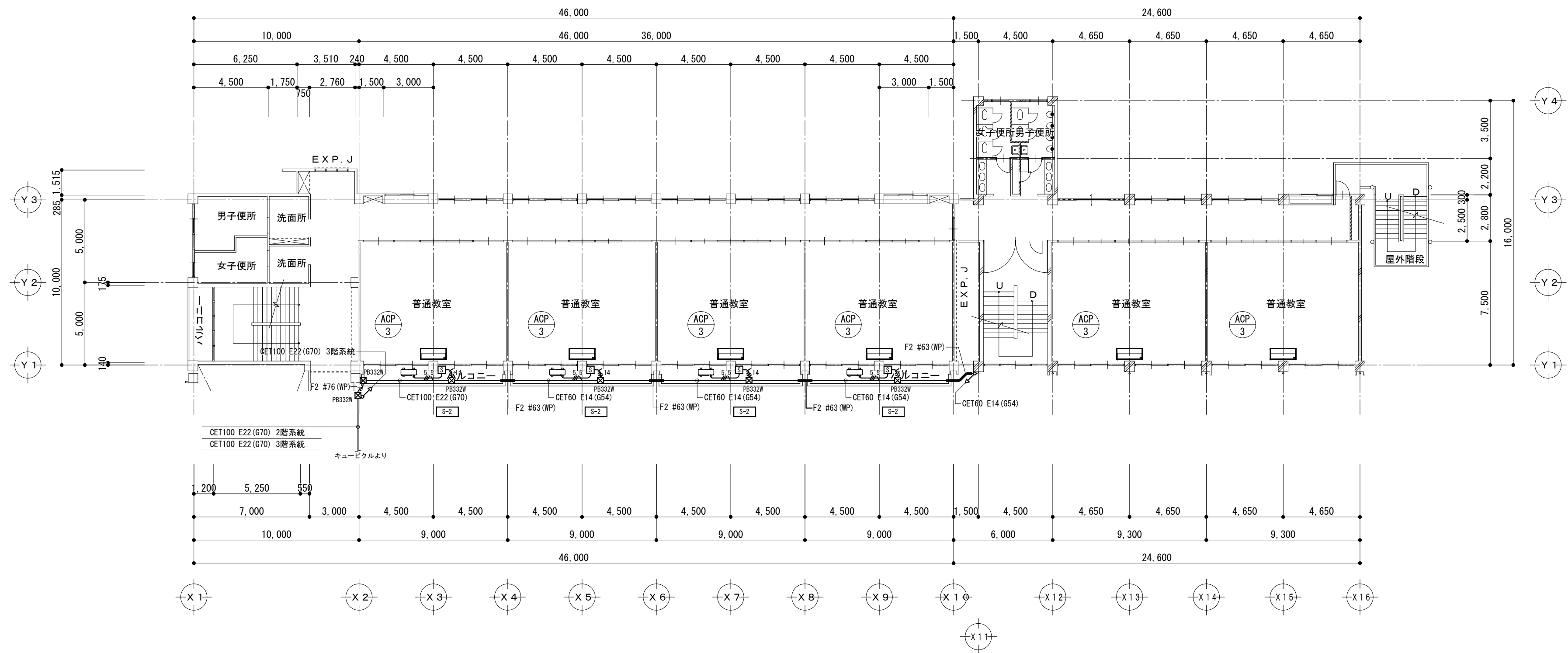


1階 平面図 1/200

注記

1. 図中記入なき配線は下記とする。	保護管
———	CE 3. 5-4 C (G 2 2)
———	CE 5. 5-4 C (G 2 8)
———	CE 8-3 C E 2. 0 (G 2 8)
———	CET 14 E 5. 5 (G 3 6)
PB221W ~ P. BOX 200 x 200 x 100 SUS WP	
PB332W ~ P. BOX 300 x 300 x 200 SUS WP	
PB443W ~ P. BOX 400 x 400 x 300 SUS WP	
PB553W ~ P. BOX 500 x 500 x 300 SUS WP	
☆印は、壁貫通箇所を示す	

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士 承認 設計 製 図	中部中学校普通教室空調機設置工事	年月日	No.
				株式会社 マ ツ ダ 設 計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一	図面名	1/200	E-11
						空調電源設備 第2棟 1階平面図	縮尺	原図: A2

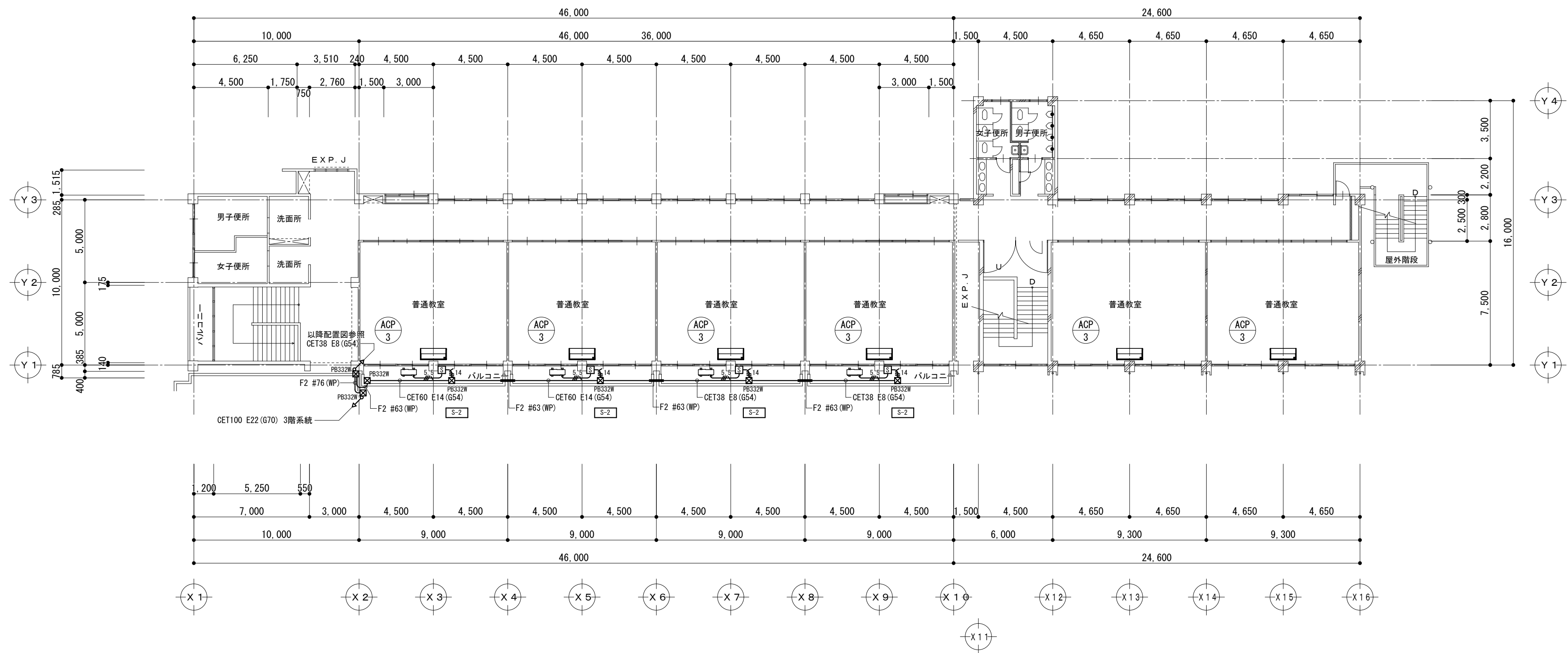


2階 平面図 1/200

注記

1. 図中記入なき配線は下記とする。	保護管
——— 3 ———	CE 3-5-4C (G22)
——— 5.5 ———	CE 5.5-4C (G28)
——— 8 ———	CE 8-3C E2.0 (G28)
——— 14 ———	CET 14 E5.5 (G36)
PB221W ~ P.BOX 200 x 200 x 100 SUS WP	
PB332W ~ P.BOX 300 x 300 x 200 SUS WP	
PB443W ~ P.BOX 400 x 400 x 300 SUS WP	
PB553W ~ P.BOX 500 x 500 x 300 SUS WP	
☆印は、壁貫通箇所を示す	

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士 承認 設計 製図	中部中学校普通教室空調機設置工事	年月日	No.
				株式会社 マ ッ ダ 設 計	一級建築士 大臣登録 264800 松田 恭一	図面名 空調電源設備 第2棟 2階平面図	1/200	E-12
				514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590		縮尺	原図: A2	

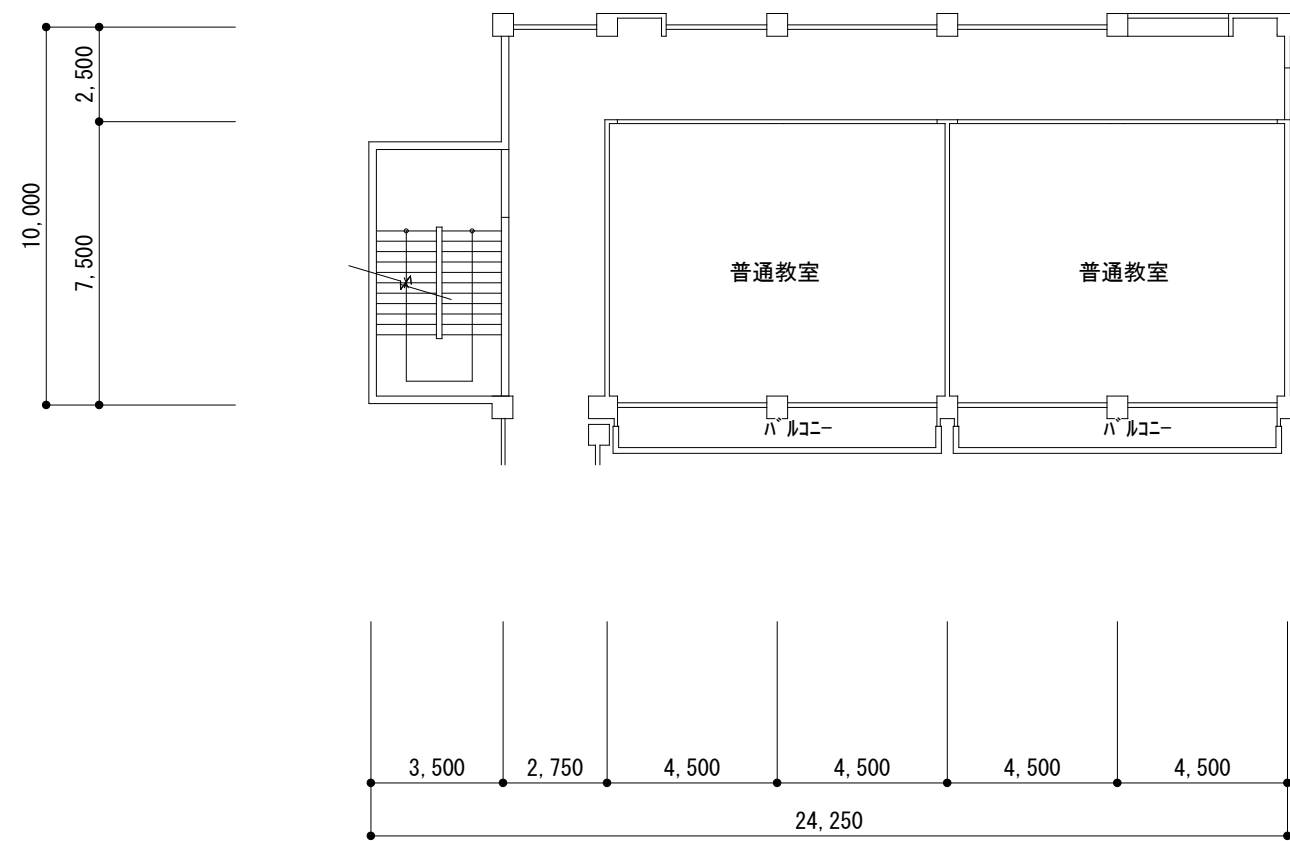


3階 平面図 1/200

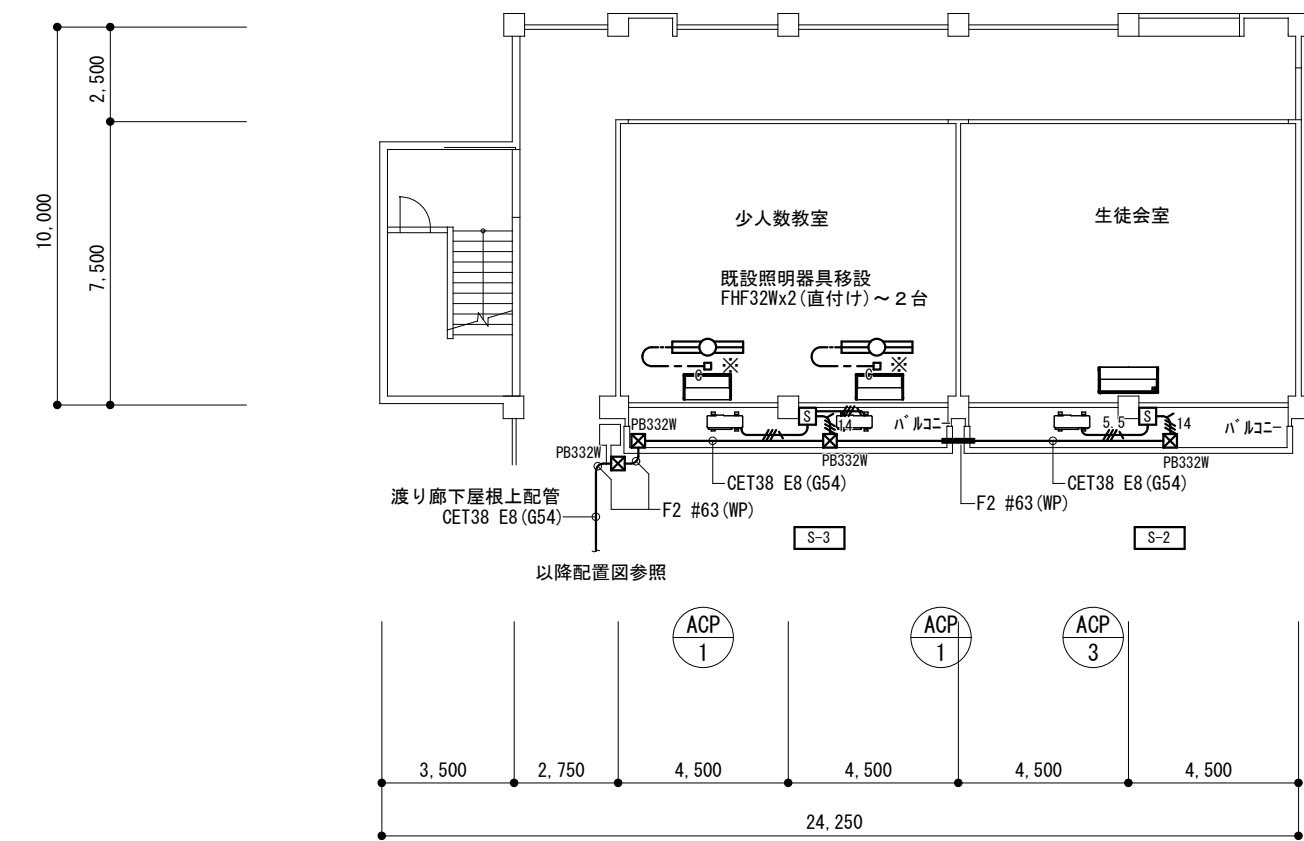
注記

1. 図中記入なき配線は下記とする。	保護管
— 5.5 —	CE 3. 5-4 C (G 2 2)
— 5.5 —	CE 5. 5-4 C (G 2 8)
— 8 —	CE 8-3 C E 2. 0 (G 2 8)
— 14 —	CET 14 E 5. 5 (G 3 6)
PB221W ~ P. BOX 200 x 200 x 100 SUS WP	
PB332W ~ P. BOX 300 x 300 x 200 SUS WP	
PB443W ~ P. BOX 400 x 400 x 300 SUS WP	
PB553W ~ P. BOX 500 x 500 x 300 SUS WP	
☆印は、壁貫通箇所を示す	

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	中部中学校普通教室空調機設置工事	年月日	No.
				株式会社 マ ッ ダ 設 計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一				図面名 空調電源設備 第2棟 3階平面図	1/200 縮尺	E-13 原図: A2



1階 平面図 1/200



2階 平面図 1/200

注記

1. 図中記入なき配線は下記とする。

配線記号	規格	保護管
—/\—	CE3.5-4C	(G22)
—/\5.5—	CE5.5-4C	(G28)
—/\8—	CE8-3C E2.0	(G28)
—/\14—	CET14 E5.5	(G36)
— · · · · ·	EEF1.6-3C	

PB221W ~ P.BOX200x200x100 SUS WP
PB332W ~ P.BOX300x300x200 SUS WP
PB443W ~ P.BOX400x400x300 SUS WP
PB553W ~ P.BOX500x500x300 SUS WP

☆印は、壁貫通箇所を示す

改訂日	改訂記号	改訂内容	印

設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319

株式会社 マ ツ ダ 設 計

514-0064 三重県津市長岡町800-90
TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590

管理建築士	承認	設計	製図
一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一			

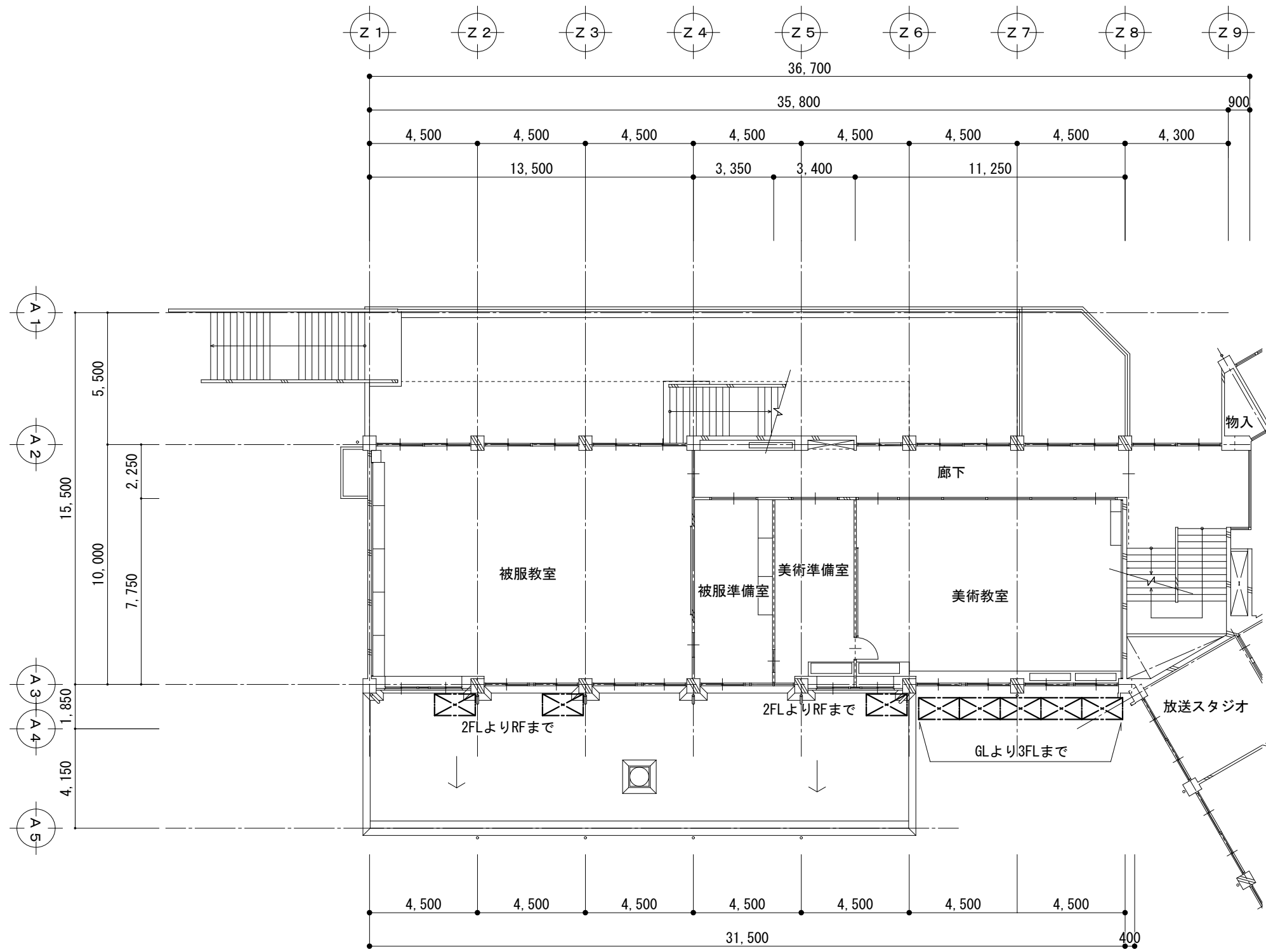
中部中学校普通教室空調機設置工事

図面名 空調電源設備 普通教室棟 1, 2階平面図

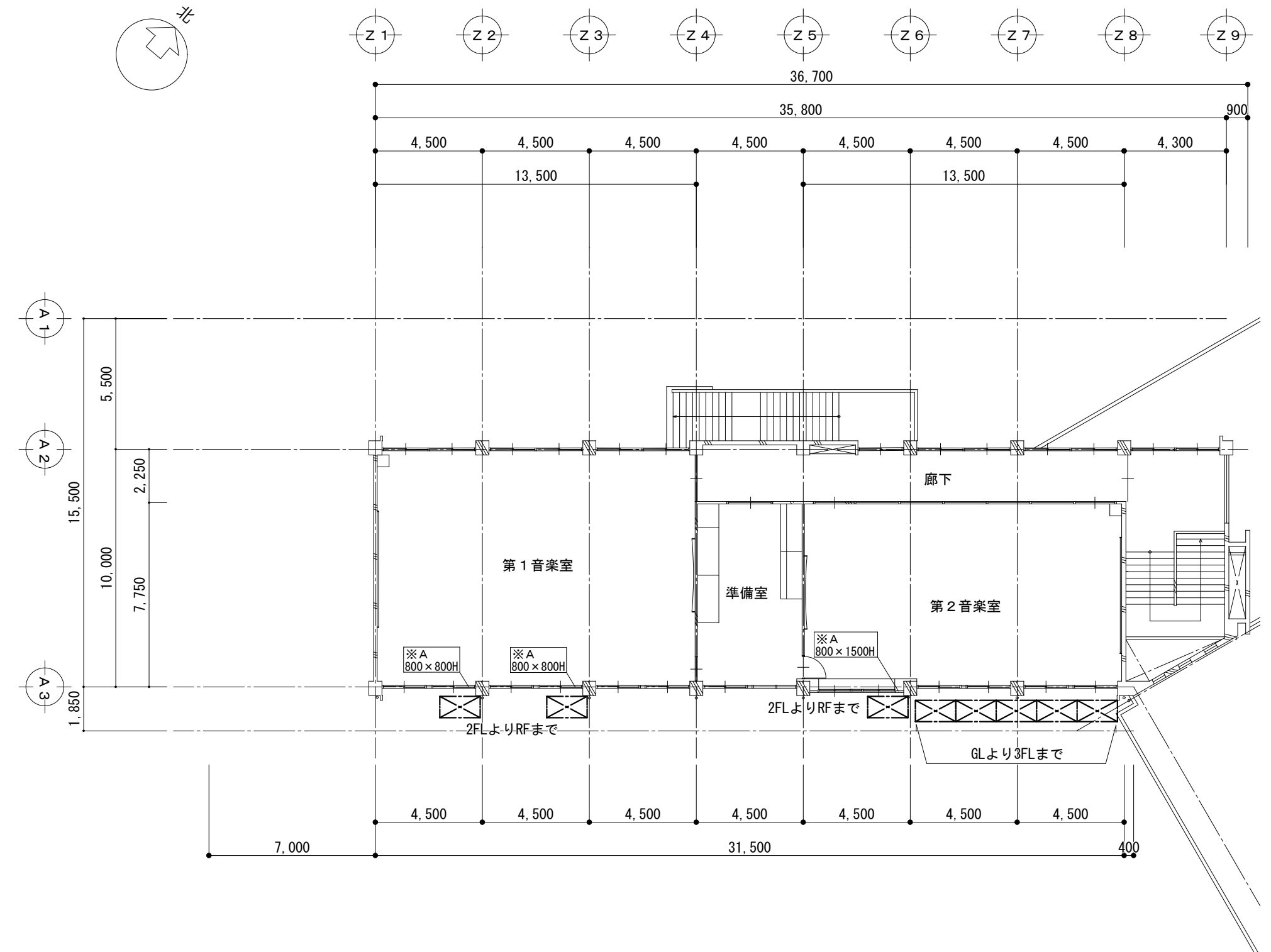
年月日 1/200

縮尺 縮尺

No.
E-14
原図: A2



2階 平面図 1/200



3階 平面図 1/200

凡例	
図示記号	仕様
※A	既設サッシ上部ガラスをアルミハルに改修(寸法は図示) ・既設ガラス取外し、サッシに中棧設置。 ・配管貫通部にアルミハル設置、ガラス復旧。
☒	天井点検口新設 450×450
☒	枠組本足場(手すり先行方式) W1200 ※危険な箇所には親綱をはる事。

改訂日	改訂記号	改訂内容	印

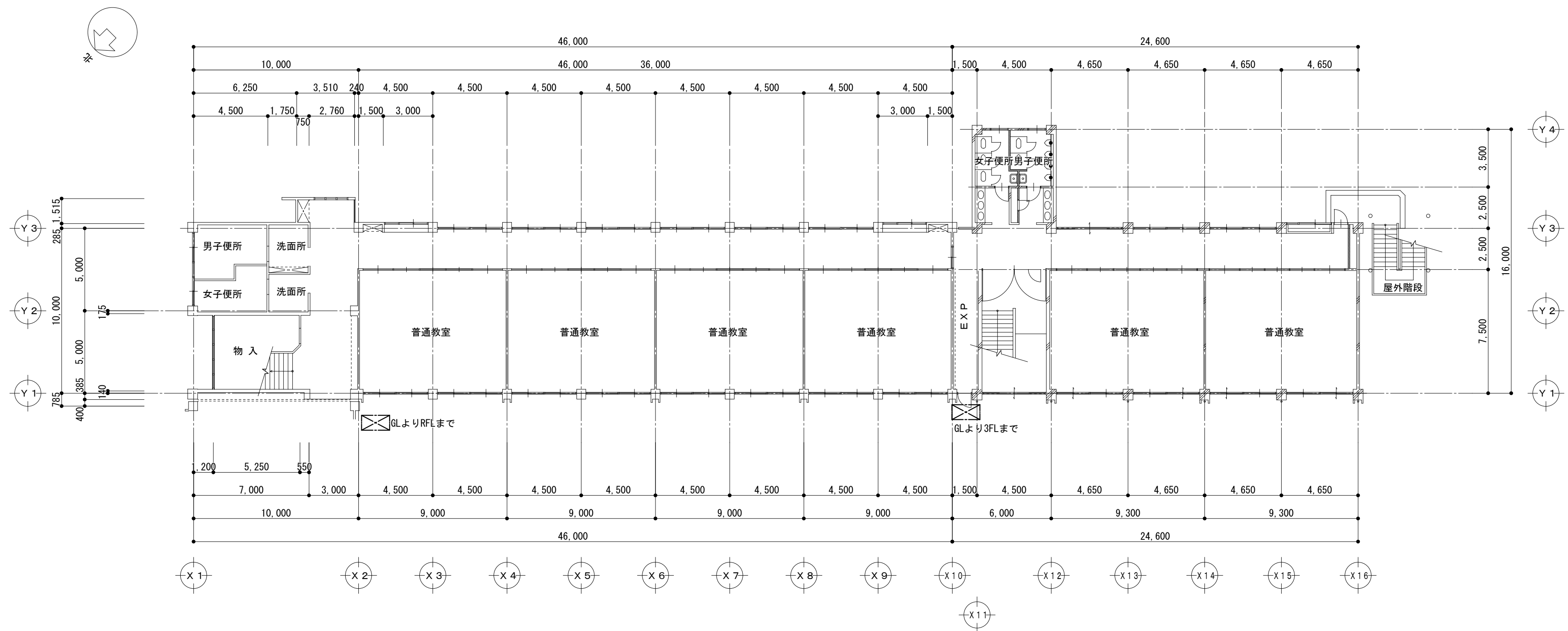
設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319

株式会社 マ ッ ダ 設 計

514-0064 三重県津市長岡町800-90
TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590

管理建築士	承認	設計	製図
一級建築士 大臣登録 264800 松田 恭一			

中部中学校普通教室空調機設置工事		年月日	No.
図面名		1/200	A-02
管理棟 2, 3階平面図		縮尺	原図: A2



1階 平面図 1/200

凡例	
図示記号	仕様
※A	既設サッシ上部ガラスをアルミハコに改修(寸法は図示) ・既設ガラス取外し、サッシに中棧設置。 ・配管貫通部にアルミハコ設置、ガラス復旧。
☒	天井点検口新設 450×450
☒	枠組本足場(手すり先行方式) W1200 ※危険な箇所には親綱をはる事。

改訂日	改訂記号	改訂内容	印

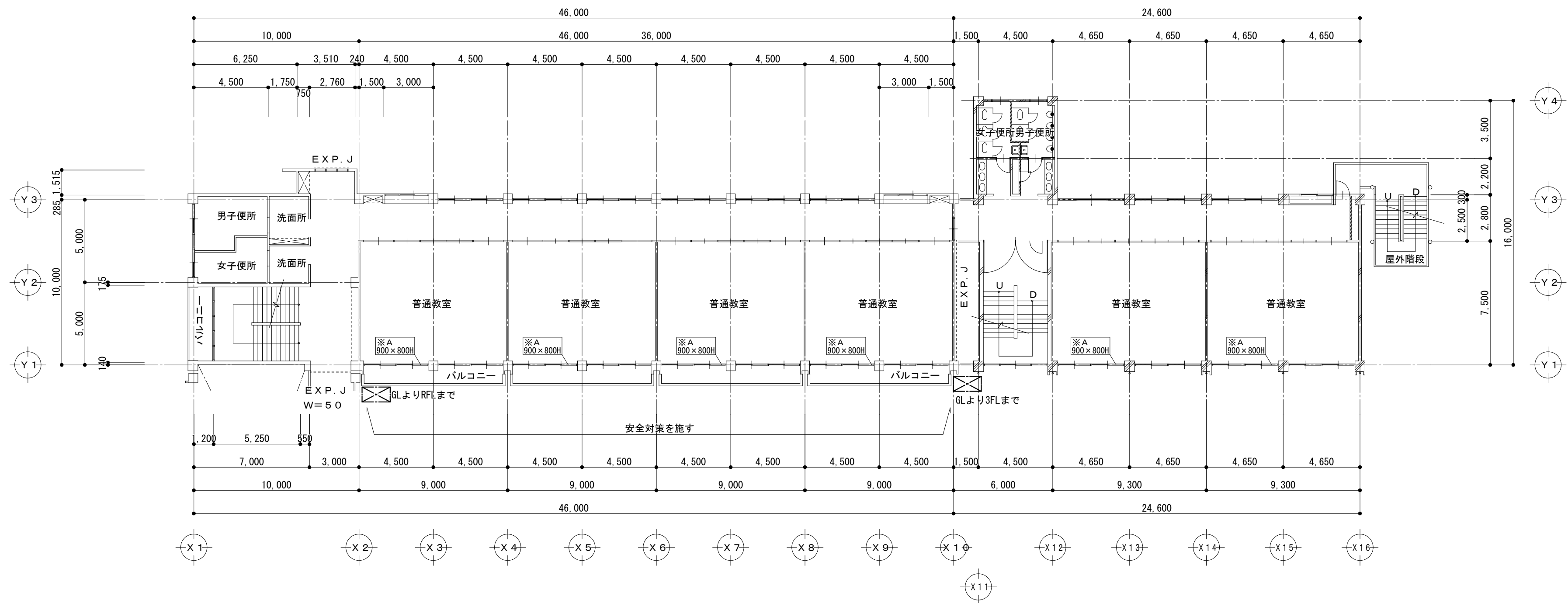
設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319

株式会社 マ ヅ ダ 設 計

514-0064 三重県津市長岡町800-90
TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590

管理建築士	承認	設計	製図
一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一			

中部中学校普通教室空調機設置工事		年月日	No. A-03
		縮尺	
図面名		1/200	原図: A2
第2棟 1階平面図		縮尺	



2階 平面図 1/200

凡例	
図示記号	仕様
※A	既設サッシ上部ガラスをアルミハ枠に改修(寸法は図示) ・既設ガラス取外し、サッシに中棧設置。 ・配管貫通部にアルミハ枠設置、ガラス復旧。
☒	天井点検口新設 450×450
☒	枠組本足場(手すり先行方式) W1200 ※危険な箇所には親綱をはる事。

改訂日	改訂記号	改訂内容	印

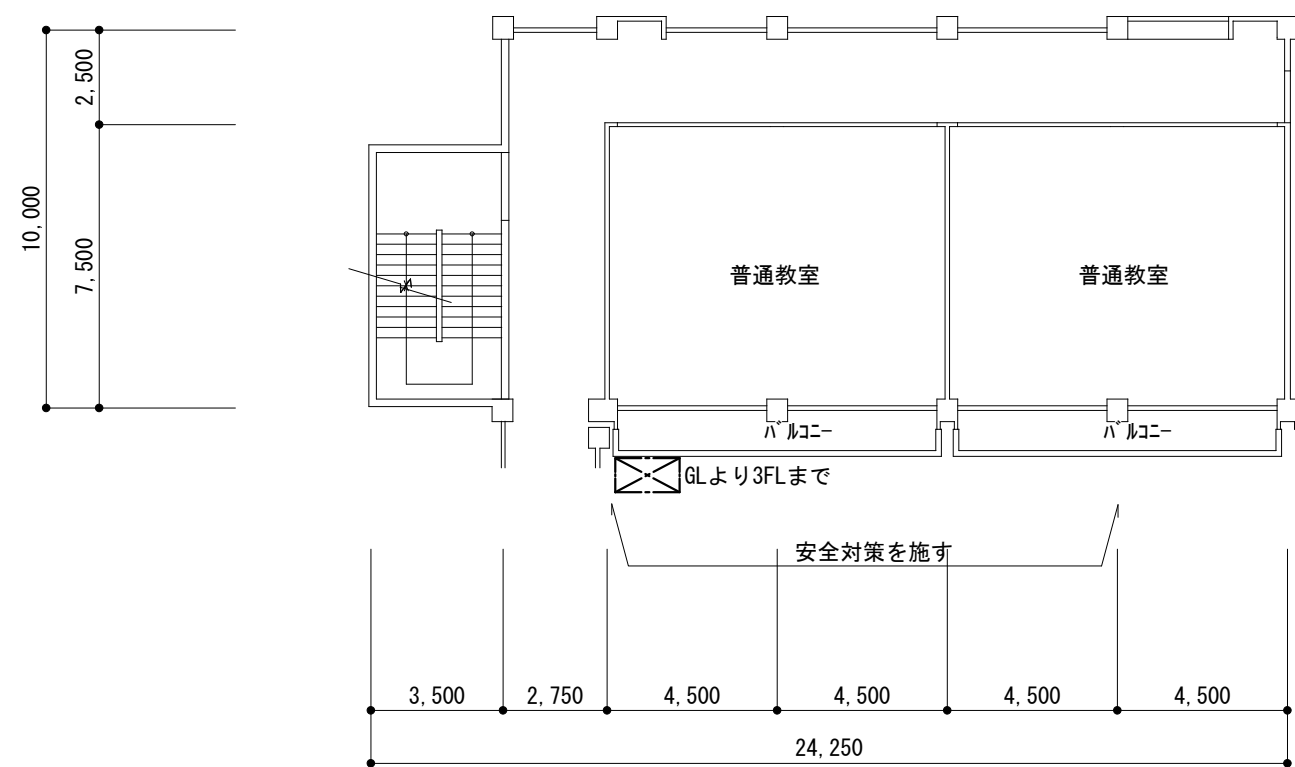
設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319

株式会社 マ ヅ ダ 設 計

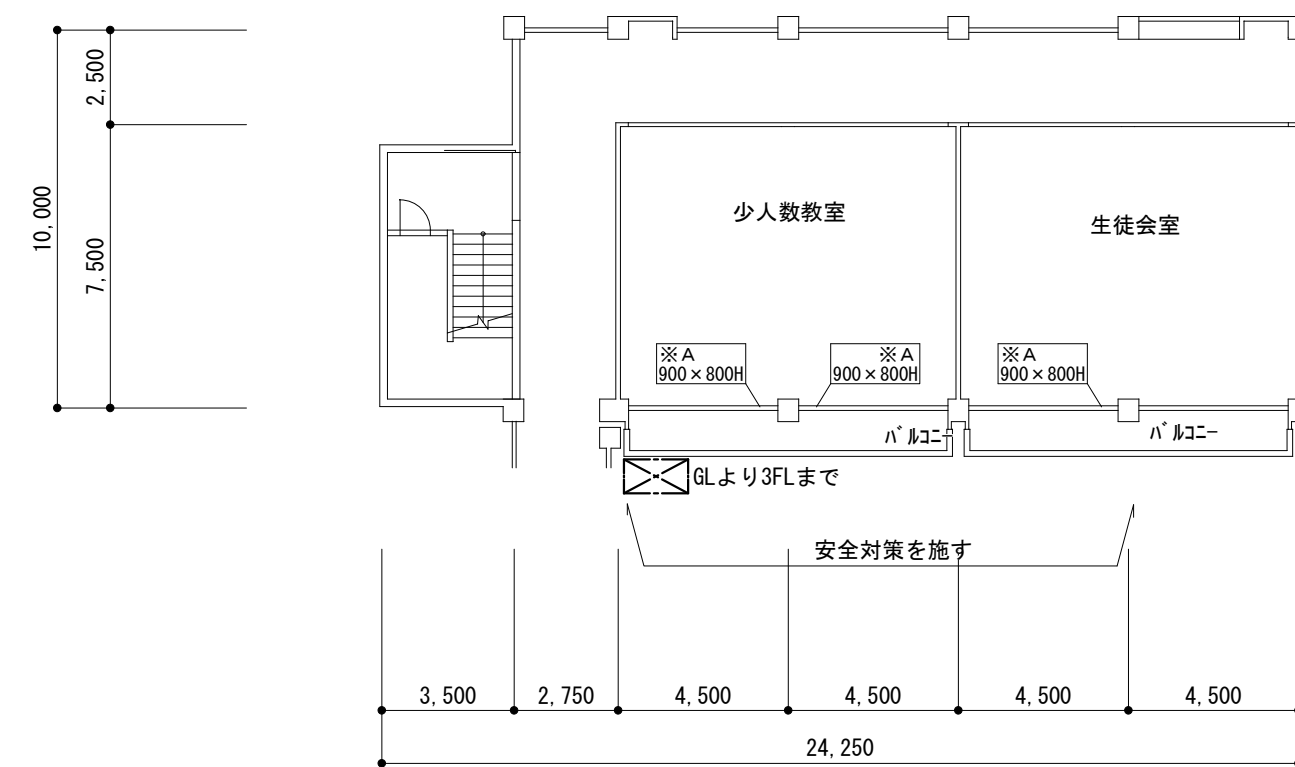
514-0064 三重県津市長岡町800-90
TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590

管理建築士	承認	設計	製図
一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一			

中部中学校普通教室空調機設置工事		年月日	No. A-04
第2棟 2階平面図		1/200	
		縮尺	原図: A2



1階 平面図 1/200



2階 平面図 1/200

凡例	
図示記号	仕様
※A	既設サッシ上部ガラスをアルミハルミに改修(寸法は図示) ・既設ガラス取外し、サッシに中棧設置。 ・配管貫通部にアルミハルミ設置、ガラス復旧。
☒	天井点検口新設 450×450
☒	枠組本足場(手すり先行方式) W1200 ※危険な箇所には親綱をはる事。

改訂日	改訂記号	改訂内容	印

設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319

株式会社 マ ッ ダ 設 計

514-0064 三重県津市長岡町800-90
TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590

管理建築士	承認	設計	製図
一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一			

中部中学校普通教室空調機設置工事		年月日	No. A-06
普通教室棟 1, 2階平面図		1/200	
		縮尺	原図: A2